

令和 4 年度  
国の施策及び予算に対する重点要望

令和 3 年 6 月

千 葉 市





千葉市政の推進につきまして、平素より格別の御高配、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市では、「未来に責任を持つ市政」を基本とし、徹底した行財政改革を進めるとともに、今後の人口減少や少子高齢化の一層の進展を踏まえた対応や地域経済の活性化など、将来にわたり持続可能な地域社会づくりを行っていくべく、長期的な展望に立った施策に取り組んでおります。

本年度は、令和3年1月1日に迎えた市制100周年を契機として、本市が果たしてきた役割や価値を見つめ直し、これを未来へ継承、発展させるよう取り組みを進めるとともに、次の100年のまちづくりを見据えた次期基本計画の策定を進めているところです。

また、近年相次ぐ台風・集中豪雨による多様で甚大な被害の発生や、依然として続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大といった、これまでに経験したことのない災害を契機と捉え、より強靱で、しなやかなまちづくりに取り組んで参る所存です。

そうした本市における様々な取り組みを、効果的・効率的に進めていくためには、地方自治体の努力だけでは解決できない問題も数多くあり、本重点要望に掲げる事項はいずれも、本市の都市経営や行政運営上の課題等を踏まえ、国において制度及び予算などについて、御検討いただきたい主な事項を取りまとめたものです。

つきましては、令和4年度の国の施策展開及び予算編成にあたり、本市の提案・要望事項の実現について、特段のご配慮をお願い申し上げます。

令和3年6月

千葉市長 神谷俊一

# 目 次

## [内閣官房・厚生労働省]

- 1 感染症対策における財政支援について…………… 1

## [内閣官房・内閣府・総務省]

- 2 地方分権改革の推進について…………… 3  
3 まち・ひと・しごと創生の推進について…………… 5

## [内閣官房・総務省]

- 4 システム標準化にかかる共通機能の仕様等について…………… 9

## [内閣府・文部科学省・厚生労働省]

- 5 子育て支援の推進について…………… 11

## [内閣府]

- 6 子どもの貧困対策の推進について…………… 17  
7 防災対策の推進について…………… 19

## [文部科学省]

- 8 ICTを活用した学習環境の整備について…………… 23  
9 公立学校施設の整備推進について…………… 27  
10 教育の質を維持・向上するための教職員の確保について…………… 29

## [厚生労働省]

11	生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の実効性を高めるための 所要の措置について……………	33
12	HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチンの定期接種について……	37
13	麻しん（はしか）対策の推進について……………	39
14	国民健康保険制度への支援措置等について……………	41
15	児童相談所の体制強化に向けた専門職確保支援について……………	45

## [国土交通省]

16	航空機騒音の改善について……………	47
17	J R京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転について…	49
18	首都圏の連携を強化し都市の成長を支える広域幹線道路網の 整備促進について……………	51
19	「“ちば” 共創都市圏」の形成に資する街路事業の拡充と安定的な 財源の確保について……………	53
20	下水道施設に係る国土強靱化のための財源の確保について……………	55

## [環境省]

21	プラスチックのリサイクル制度について……………	57
22	雑品スクラップに対する規制の拡充について……………	61
23	モノレール施設の脱炭素化と利用促進に向けた設備整備支援の 拡充について……………	63
24	循環型社会形成推進交付金制度の充実について……………	65

## 1 感染症対策における財政支援について

今般の新型コロナウイルスの感染症対策にあたって、保健所は相談センターの運営やPCR検査、感染者の行動調査、陽性者の入院調整など多くの業務に取り組み、感染の早期発見と拡大防止のため、重要な役割を果たしています。しかし、対応が長期に渡る中で、中長期的な視点も含め更なる体制・機能強化が必要であることが改めて確認されたものと認識しています。

本市においても、早期収束に向けて引き続き効果的な対策を進めるとともに、感染症対策の長期化に伴う、地域経済と住民生活への深刻な影響を踏まえ、感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指していく所存です。

また、未だ感染の収束が見通せない状況ではありますが、今後再びやってくる可能性のある新興感染症の流行への対応も見据え、いざというときに迅速な対応がとれるよう体制を整えておくことが重要です。

については、**今後の感染症対策において次の事項について要望します。**

### (1) 感染症対策について

- ・地方創生臨時交付金などの財政措置を機動的に講じること。その際は、財政力に関わらず感染状況を踏まえ必要とされる額を措置すること。
- ・今後も新興感染症の発生に備え、地域の実情に応じて効果的かつ迅速な感染症対策ができるよう、保健所の人員などを含めた体制の強化や検査体制の充実、感染防護具の備蓄などに必要な財政措置を行うこと。また、交付金について指定都市を直接の交付対象とすること。

## (2) 雇用の確保について

- ・ 業界・業種間の円滑な人材移行の促進など、市町村が実施する地域の実情に応じた雇用対策について財政措置を行うこと。

### [要望理由]

(1) 事態の更なる長期化により、感染拡大防止と社会経済活動の両立に係る地方負担が想定を上回ることが懸念されているため、地方自治体の財政運営に支障が生じないよう、今後の感染状況を踏まえ、地方創生臨時交付金など、機動的な財政措置が必要である。なお、交付金の算定に当たっては、財政力に関わらず感染者の多い地域に重点配分するよう、算定方法を見直すなど、感染の拡大リスクの高い大都市への十分な配慮を要望する。

また、新興感染症に備え、保健所の人員などを含めた体制の強化や検査体制の整備、医療体制の確保などの施策を含め、地域の実情に応じて効果的かつ迅速に実施できるよう、地方の意見を踏まえた必要な財政措置を講じるとともに、交付金について指定都市を直接交付の対象とするなど、感染症対策のさらなる充実を図るよう要望する。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により雇用情勢が悪化していることから、雇用の流動化を促し、雇用の維持・確保につなげる取組みが非常に重要となっている。業種転換やキャリアチェンジに効果のある取組みへの支援については、都道府県を対象としているが、地域毎の産業構造を踏まえたきめ細かな支援を行う市町村の取組みへも国からの財政支援が必要である。

[千葉市担当]	財政局財政部資金課	TEL 043-245-5072
	保健福祉局医療衛生部医療政策課	TEL 043-245-5202
	経済農政局経済部雇用推進課	TEL 043-245-5278

## 2 地方分権改革の推進について

指定都市は、市民に最も身近な基礎自治体として市民に直接行政サービスを提供するとともに、それぞれの圏域の中核都市としての役割を果たす、我が国の地方自治制度において最も自立した自治体であります。

また、地方分権改革の推進は、国と地方が総力を挙げて取り組んでいる地方創生において、極めて重要なテーマとして位置付けられております。これまでも地方分権改革に係る一括法等により、「農地転用許可に係る権限移譲」、「地方版ハローワークの創設」、「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限の移譲」など一定の前進はありますが、地方分権改革はいまだ道半ばであり、更なる取組みが必要であります。

については、**真の地方分権改革の推進のため、次の事項について強く要望いたします。**

- (1) 指定都市に対する的確な権限移譲
- (2) 提案募集方式に基づく改革の推進
- (3) 国と地方の協議の場への指定都市の参加
- (4) 法律による計画策定義務等の見直し

[要望理由]

- (1) 指定都市は、道府県に比肩する高度な行政能力を有していることから、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、真に国・道府県が担わなければならない事務・権限以外を指定都市に移譲するとともに、事務・権限に見合った税源移譲を実現する必要がある。
- (2) 提案募集方式については、これまで7回の募集が行われ、一定の前進があることは評価できる。しかし、提案事項に対する国の対応方針で「実現・対応」とされたものであっても、その中には「検討する」といったものや地方の提案に答えていないものも多く含まれている。地方分権改革を着実に推進するという提案募集方式の制度趣旨を踏まえ、国は、地方からの提案に対して、最大限実現する方向で取り組む必要がある。
- (3) 国と地方の協議の場については、地方六団体の代表者が議員となっているものの、指定都市の代表者は構成員となっていない。地方の声、現場の声を聞きながら国と地方の役割分担の見直しなどを進めるためには、基礎自治体であり、各圏域の中核都市である指定都市の意見を直接反映することが特に重要である。
- (4) 法律による計画策定の義務規定等が増加しており、地方の負担となっている。国は、必要性の乏しい計画等は見直すとともに、内容が類似する計画等は地方の判断で一体的に策定することができる旨を明示するなど、地方の負担軽減に取り組む必要がある。

[千葉市担当] 総合政策局総合政策部政策調整課 Tel 043-245-5047

[参 考]

本市からの提案に対する国の対応（令和2年12月18日、閣議決定）

【令和2年度提案】

	提案事項	閣議決定の内容
指定都市 共同提案	① 堆積土砂排除事業における補助対象要件の明確化及び堆積土砂量の推計方法の合理化	※提案市の意向により、内閣府へ取下げを申し出。
	② 災害救助法による救助期間における協議方法の見直し	救助の期間（4条3項）の延長については、地方公共団体の適切な判断に資するよう、延長すべき期間が予測できる場合又は延長すべき期間は予測できないものの一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、一般基準で定められた期間にかかわらず延長できることを具体的な事例を示しつつ明確化し、全国会議を通じ、地方公共団体に令和3年5月を目途に周知する。
	③ 特定医療費（指定難病）助成制度における申請書類の「性別」項目の削除	特定医療費の支給認定に係る申請書等における性別の記載については、削除することを検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	④ 小児慢性特定疾病対策事業に関する受給者証への記載事項の見直し	小児慢性特定疾病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	⑤ 補正予算による国庫補助金に係る繰越・翌債事務手続きの簡略化	現行規定で対応可能（地方公共団体に対する通知等により明確化）
	⑥ 災害救助法による救助における現物給付の原則の見直し	記載無し（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）
	⑦ 災害救助法による救助期間の基準の見直し	記載無し（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）
	⑧ 新旧住所地における選挙人名簿更新に係るルールの新設	記載無し（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）

### 3 まち・ひと・しごと創生の推進について

本市では、平成28年3月の「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」策定以降、これまで人口減少の克服と地域経済の活性化に向け、周辺都市との連携などによる“ちば”共創都市圏<sup>\*</sup>の確立を軸に据え、様々な取組みを推進してきております。

本市が掲げるような都市の枠を超えた連携について、国は第32次地方制度調査会で、「地方公共団体の広域連携」として議論し、また、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020改訂版）」では、新たな技術の進展を最大限活用した「地域における Society5.0 の推進」が示されるなど、自治体を取りまく環境は加速度的に変化していることに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会全体の行動変容をもたらし、今後の地域社会・地域経済のあり方にも影響を及ぼすものと考えます。

本市においては、東京圏内にありながらも、高い昼夜間人口比率に示される拠点性と、豊かな自然環境に恵まれた特性を活かし、AI や IoT など先端技術を活用した「職住のバランスがとれたライフスタイル」の実現に向けたまちづくりを強力に推進し、市民生活の質の一層の向上と持続可能な都市経営に取り組んで参る所存です。

については、本市及び“ちば”共創都市圏における地方創生の取組みをより効果的で、実効性の高いものとするため、次の事項について強く要望いたします。

- (1) 一都三県を一律に東京圏として、国の支援の対象外とする措置を取り止めるなど、それぞれの地域、圏域の特性を踏まえた、真に必要な措置を講ずること。
- (2) 国の第2期総合戦略に基づき、地域における Society5.0 の推進に資するものを含め、引き続き地方創生推進交付金及びまち・ひと・しごと創生事業費の十分かつ安定的な確保を図ること。

#### [要望理由]

- (1) 我が国の人口は、平成27年の国勢調査において、大正9年の調査開始以来初の減少に転じ、また、平成28年の人口動態調査において、出生数が初めて100万人を切った後、令和元年には87万人を切るなど、急速な人口減少・少子高齢化が進んでいる。

一方で、令和2年の住民基本台帳人口移動報告において、日本の全人口の3割を有する東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）は25年連続の転入超過を記録するなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で前年に比べ転入超過が大きく縮小しているものの、依然として東京一極集中の傾向が続いている。

こうした中で、千葉県内に目を転じると、千葉市以東・以南の地域では全国の減少率を上回る勢いで人口減少が進むとともに、本市においても、昨年来の新型コロナウイルス感染症の影響で傾向に変化が生じつつあるものの、東京都への転出超過が続くなど、東京圏の中にあっても、他の地方と同様に東京一極集中の影響を大きく受けている。

そのような実態に照らしてみると、「中枢中核都市」、「地方拠点強化税制」、「地方創生起業支援」、「地方創生テレワーク交付金」では、一都三県を「東京圏」として、その圏域内を支援措置の対象外とする措置が講じられるなど、地方創生に資する国の取組みが都市や地域の実情に即していないと思料される部分がある。

2040自治体構想研究会、あるいは第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、東京圏は画一的に扱われており、このまま圏域内の多様性に光が当たらず状況が継続した場合、東京圏内の縁辺部における意欲ある取組みが十分に支援されず、結果として「東京」への依存度がさらに高まることを懸念する。

本市は、市内在勤者の多さに加え、本市以東・以南などからの通勤通学人口の流入により、東京圏の他指定都市と比較して昼夜間人口比率が高いなど圏域における中心都市としての拠点性を有している。コロナ禍を契機に生じた東京都心部からの人口分散をより強い流れとし、本市の拠点性をさらに強化することで、圏域の牽引役としての役割を一層果たすとともに、周辺都市との連携をさらに推進することが可能となる。については、上記のような地域の実情を十分踏まえた制度設計が必要である。

- (2) 本市ではこれまで、地方創生加速化交付金から数えて8件、現在も地方創生

推進交付金2件の採択をいただき事業を推進しているところである。

今後、拠点性と豊かな自然環境に恵まれた特性を活かし、先端技術を活用した「職住のバランスがとれたライフスタイル」の実現に向けたまちづくりの推進のため、地方創生推進交付金の一層の活用により本市地方創生の取組みを進めていく予定であることに加え、全国における需要増も考えられることから、令和4年度以降も、地方創生推進交付金及びまち・ひと・しごと創生推進事業費の事業費総額の十分かつ安定的な確保が必要である。

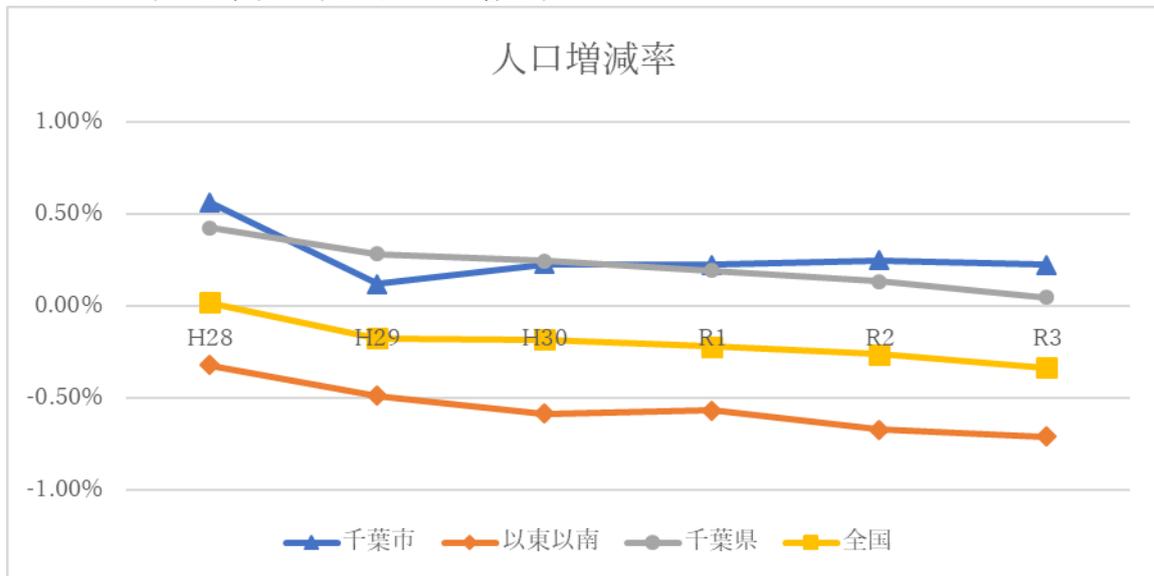
※ “ちば” 共創都市圏

本市を含む自然、人口、経済活動、生活実態などにおいて一体性を有する圏域であり、東京圏にありながら魅力ある資源を活かした独自のライフスタイルを実現できる、「東京」でも「地方」でもない新しい価値観を共に創る圏域。

[千葉県担当] 総合政策局総合政策部政策企画課 TEL 043-245-5046

[参 考]

1 平成28年から令和3年までの人口増減率



【出典】

「人口統計月報（総務省統計局）」

「千葉県毎月常住人口調査報告書（年報）（千葉県総合企画部統計課）」を基に作成

- 千葉市及び千葉県全体においては、人口は微増しているものの、千葉市の以東・以南では既に全国を上回るペースで人口減少が進んでいる。
- そうした中、千葉市は人口増加地域の「波打ち際」にある。

2 地方創生推進交付金の活用

本市の地域特性等を踏まえるとともに、これまでに培ってきた能力やノウハウを活用し、「地方創生」に資する、独自性の高い事業等を実施している。

【千葉市の活用事業（令和3年度）】

- ・ 近未来技術等社会実装によるユニバーサル未来都市の実現
- ・ 観光誘客による市内陸部の地域経済活性化及び農業振興事業



## 4 システム標準化にかかる共通機能の仕様等について

本市では、令和2年12月25日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」に示された内容に沿って、住民情報にかかるシステムの標準化に向けた検討を開始しておりますが、**住民情報系システム（※）として必要な業務・機能について早期の情報開示等を求める事項があることから、次の事項について強く要望いたします。**

（※住民情報系システムとは、本市の住民記録、税務、介護保険、福祉、国民健康保険、総合窓口等支援、子ども子育て支援、業務共通の8システムの総称。）

- （1） 共通基盤の仕様（システム間データ連携・ユーザー認証等）など全体設計に影響がある事項については、早期に全自治体に対して案を提示し、希望する自治体への意見聴取を実施すること。
- （2） 標準仕様には、市民視点で各自治体が創意工夫しているサービス（例：窓口ワンストップサービス）を活かすための機能（柔軟な連携インターフェース等）を明記すること。

### [要望理由]

- （1） 共通基盤の仕様案提示と意見聴取について

本市の住民情報系システムでは、標準化対象となっているシステム（住民記録・税務・介護・福祉・国民健康保険等）の他、地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく全体設計に沿って、各システムに共通的な機能にかかる「システム間データ連携」や「ユーザー認証・アクセス制御機能」等について、住民情報系システム全体の共通基盤となる「業務共通システム」を構築している。

住民情報系システムの構築にあたっては、各個別業務システムの検討に先立って、全体にかかる共通基盤の機能を定義することが不可欠であると考えるところ、現時点では業務ごとの標準仕様の検討は進んでいるものの、共通機能にかかる標準仕様に関する情報が開示されていない状況である。

よって、当該共通機能の仕様に関して、早期に案を作成するとともに、希望する自治体への意見聴取を要望するものである。

- （2） 自治体の創意工夫を活かすための機能について

本市では、区役所窓口で取り扱っている手続を対象として、「滞在時間が最少」、「来庁せずとも手続が完了する」、「必要な手続を一括で申請できる」窓口を目指し、平成29年1月からワンストップサービスを行う窓口を開設している。

当該窓口では、転出入・出生といったライフイベントに関連する手続（転入に伴う国民健康保険加入申請や児童手当の申請等）を一括して対応しており、住民基本台帳や福祉のシステムと連携してサービスを提供しているため、標準準拠シ

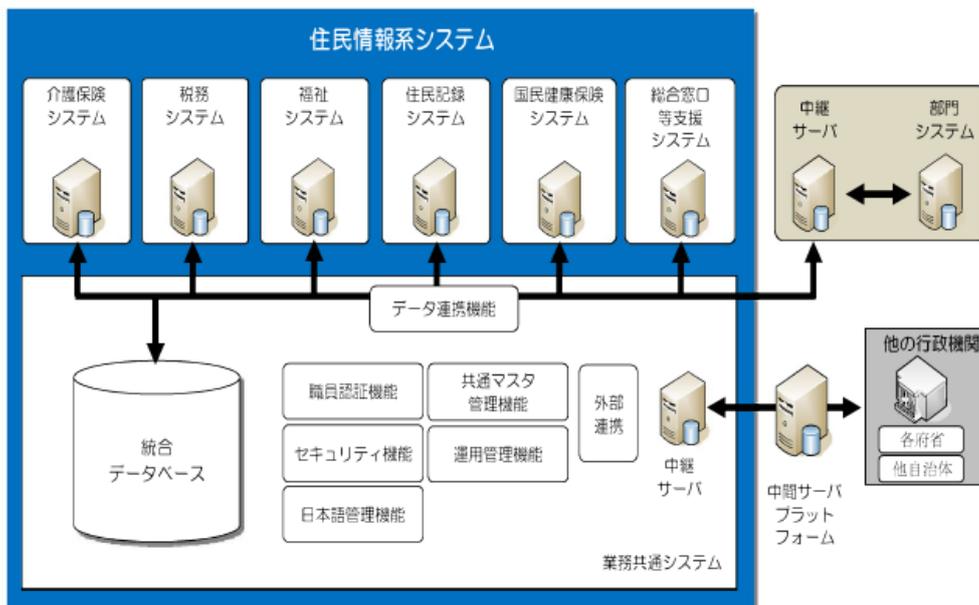
システムの導入に当たっては、当該窓口の運用に必要な総合窓口等支援システムとの連携が必要になるものと考えている。

こうした事例は、全国の自治体でもあると考えられることから、標準仕様の検討に当たって、柔軟な連携インターフェースの搭載を明記するなどの配慮をすることで、市民視点で各自治体が創意工夫しているサービスを標準準拠システム稼働後も継続していくことが可能となるため、標準仕様への明記を要望するものである。

[千葉市担当] 総務局情報経営部情報システム課 TEL 043-245-5707

[参 考]

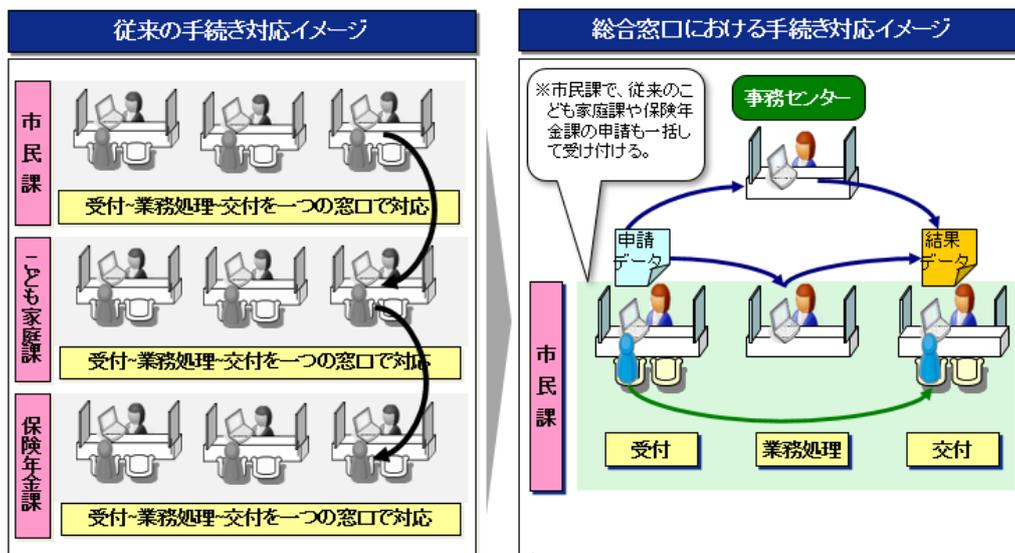
1 本市の住民情報系システム



※地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく。

(令和2年度から子ども・子育て支援システムも稼働している。)

2 総合窓口における手続き対応イメージ※



※住民記録システム等とは別に「総合窓口等支援システム」を構築し、連携することにより、上図の業務を支援している。

## 5 子育て支援の推進について

本市では、令和2年3月に「千葉市こどもプラン（第2期）」を策定し、子ども・子育て支援新制度をはじめ、すべての子どもと子育て家庭への支援を総合的に推進するとともに、「新子育て安心プラン」や「新・放課後子ども総合プラン」に則り、待機児童解消に向け、緊急的な受け皿整備や人材確保に取り組んでおり、令和2年4月、3年4月と2年連続で、保育所等の待機児童数ゼロを達成しました。

政府・与党においては、子どもの医療・保険・療育・福祉・教育を一元的に所管する「こども庁」の創設に関して議論が進められており、子どもを産み育てやすい環境づくりに向け、国と地方がより一層連携して取り組むための体制が構築されることを期待しているところですが、喫緊の課題として、新制度施行前まで国・都道府県が中心に行ってきた私立幼稚園に対する整備・運営費について、必要な財源を市町村等に移譲するとともに、待機児童対策としての施設整備や保育士の確保に向けた取り組み、就学前児童に係る保護者の負担軽減、放課後児童クラブの学校夏季休業期間における保育需要への対応、子ども医療費助成などに係る様々な課題について、市町村等の意見を踏まえた的確な対応を求めます。

については、**子育て支援の推進にあたり、次の事項について強く要望いたします。**

- (1) 私立幼稚園の認定こども園等への移行により増加する市町村の財政負担に対応した国・都道府県からの財源移譲
- (2) 私立幼稚園の認定こども園移行に係る小規模改修に対する補助の創設
- (3) 保育士の確保について  
ア 保育士の処遇改善の充実

- イ 一時預かり事業及び休日保育事業の充実
- (4) 3歳未満児に係る多子世帯への支援（保育所等保育料の軽減）
- (5) 放課後居場所緊急対策事業の補助メニューの見直し
- (6) 子ども医療費助成に係る国の支援制度の創設等
  - ア 財政措置を含む全国一律の制度の創設
  - イ 医療費助成の現物給付に伴う国民健康保険国庫負担金等減額調整措置の廃止

[要望理由]

- (1) 私立幼稚園の施設整備に対する補助については、これまで国・都道府県を中心に行ってきたところであるが、今後、私立幼稚園が認定こども園に移行する場合や、移行済みの認定こども園が老朽化により改築を行う場合の施設整備に対する補助は、幼稚園機能部分も含め、市町村を中心に行うこととなる。

また、子ども・子育て支援法に基づき市町村が支給する1号認定子どもに係る施設型給付費は、これまで国・都道府県が行ってきた私学助成制度に代わるものであることから、市町村に過剰な負担が生じないように、国・都道府県から市町村等に、適切に財源を移譲する必要がある。
- (2) 私立幼稚園の認定こども園移行に係る国庫補助である認定こども園施設整備交付金については、主に施設の新設、増築、大規模修繕などを想定した補助であり、保育室の内部改修や調理室の改修などの小規模な改修により、初期費用を抑えて移行するケースには活用することができない。本市においては、こうした小規模な改修による移行が大半を占める状況に鑑み、市単独補助を創設したところであるが、多様な移行形態に柔軟に対応し、移行を希望する幼稚園を支援するため、小規模改修等に対する国庫補助を創設する必要がある。
- (3) ア 本市では、令和2年4月、3年4月と2年連続待機児童ゼロを達成したが、一方では保育士確保が難しくなっている。現在本市をはじめ多くの都市で単独の給与上乘せなどが実施されているが、本質的な解決につながっていない。保育所の職員が長く勤められ、経験を積むことで、より良い保育の質が確保されることから、その環境を整える給料、勤務体系を実現できる公定価格とする必要がある。
- イ 本市では、多様な保育需要に応えるため、一時預かり事業及び休日保育事業を実施しているが、施設職員の負担が大きく、新規事業参入を阻害する要因となっている。特に休日保育事業においては、「休日勤務がある」ことが職員確保の障害となっており、益々保育士確保が難しい状況となっている。全国的な保育士不足の中、国の定める公定価格や補助金だけでは、割増分を含めた人件費負担などを賄うことができず、事業を休止せざるを得ない事例な

ど様々な課題が出てきていることから、安定的・持続的な事業運営を可能とする制度設計が必要である。

- (4) 多子世帯の経済的負担軽減は少子化の進行に歯止めをかける上で極めて重要であることから、3歳以上児の無償化と併せ、3歳未満児の多子計算に係る年齢制限についても、所得にかかわらず撤廃すべきである。
- (5) 本市では、放課後児童健全育成事業における待機児童が多数発生しており、特に学校の夏季休業期間の保育需要が高い傾向にある。そのため、学校の夏季休業期間のみ幼稚園や保育所の空き教室等を活用し新たに支援の単位を増やせるように、民間事業者の参入を促す取組みを行いたいと考えている。しかしながら、学校の夏季休業期間のみの開設では放課後児童健全育成事業の開所日数の要件を満たせないため、活用できるのは放課後居場所緊急対策事業になるが、現行の制度では補助額が少なく、運営に必要な経費を捻出できない。そのため、**放課後居場所緊急対策事業を、学校の夏季休業期間に特化したメニューとしても活用できるように、開所日数や開所時間等の基準の見直し、補助額の増額を要望する。**
- (6) **子ども医療費助成制度**は、地方単独事業として各自治体の実情により制度設計されていることから、対象となる子どもの年齢や自己負担額、多子世帯の負担軽減策の有無など、居住地によりサービス水準に格差が生じている。

我が国の喫緊の課題である少子化対策の推進と、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを図るため、本制度は、本来、国が主体的に取り組むべきものであり、財源措置を含む全国統一の制度を創設すべきである。

また、子ども医療費助成の現物給付は、受診機会を確保するための施策であることから、国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置をすべて廃止する必要がある。

[千葉市担当]	子ども・子育て支援新制度	: こども未来局こども未来部幼保支援課	TEL 043-245-5977
		こども未来局こども未来部幼保運営課	TEL 043-245-5726
	放課後児童クラブ	: こども未来局こども未来部健全育成課	TEL 043-245-5177
	子ども医療費	: こども未来局こども未来部こども企画課	TEL 043-245-5178
	国民健康保険	: 保健福祉局医療衛生部健康保険課	TEL 043-245-5143

[参 考]

1 認定こども園、保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業等の設置状況及び待機児童の状況 (各年4月1日の状況)

区 分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
施設数	231	275	310	331	343
定員	15,153人	16,556人	17,802人	18,569人	18,963人
入所待ち児童数	599人	417人	429人	485人	491人
待機児童数 (国定義)	48人	8人	4人	0人	0人

※平成29年度以降の待機児童数は新定義。

新定義：育児休業中で保護者の復職の意思を確認できる場合を待機児童に含める。

旧定義：育児休業中は待機児童に含めないことができる。

【施設、定員の内訳】

(令和3年4月1日現在)

種 別	施設数	定 員
認定こども園	40	2,006人
保育所	212	15,681人
小規模保育事業	68	1,097人
事業所内保育事業 (地域枠のみ)	13	142人
家庭的保育事業	8	34人
居宅訪問型保育事業	2	3人

2 放課後児童クラブ(公立)の設置状況及び待機児童の状況 (各年4月1日の状況)

区 分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
施設数	160	166	165	166	167
利用児童数	9,482人	9,802人	10,248人	10,318人	9,685人
待機児童数	269人	638人	347人	408人	168人

※放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体型事業を除く。

### 3 その他の子育て支援事業の状況

(令和3年4月1日現在)

種 別	施設数	定 員
一時預かり	31	各施設設定人数による
病児・病後児保育	10	62人
地域子育て支援拠点施設	20	—

### 4 子ども医療費助成

項 目	令和2年度実績見込	令和3年度当初見込
助成件数	1,085,198件	1,412,952件

※平成22年10月診療分から入院費の対象を中学校修了まで、平成26年8月診療分から通院費の対象を中学校3年生まで拡大。

※国民健康保険国庫負担金の減額は、令和元年度実績で2,300万円。

※国では平成20年4月に健康保険2割負担の対象を3歳未満から小学校就学前まで拡大。

### 5 事業費

(単位：百万円)

区 分	令和2年度実績見込		令和3年度当初		(b) / (a)
	事業費	国費(a)	事業費	国費(b)	
保育所等の整備	266	193	677	505	2.62



[内閣府]

## 6 子どもの貧困対策の推進について

国においては、現在、子どもの約7人に1人、ひとり親家庭においては約2人に1人が相対的貧困の状況にあり、子どもの貧困対策は、全国的な課題となっております。このような中、本市では、平成29年3月に「千葉市こども未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～」を策定し、経済的に困難な状況にある子どもや家庭に対する施策を総合的・効果的に推進しております。

自治体による地域の実情に応じた子どもの貧困対策に対し、財政的支援をいただいているところではありますが、**施策の実効性を高めるため、次の事項について強く要望いたします。**

### (1) 「地域子供の未来応援交付金」に係る補助基準額の増額及び交付金の恒久化

#### [要望理由]

子どもの貧困については、家庭環境の乱れによって、子どもの生活習慣や学習習慣が形成されないなどの課題があり、子どもや家庭に対する直接的な働きかけや、様々な支援制度がある中で子どもを適切な支援制度につなげていくなど、子どもや家庭の状況に応じた適切な支援が必要である。

本市では、これらの課題に対応するため、平成29年度から「子どもナビゲーター」を配置し、順次拡充しており、今後も効果検証を踏まえ、事業拡充を図る予定である。このような市町村等の創意工夫による事業に対して、「地域子供の未来応援交付金」が設けられているが、令和3年度から補助基準額が都道府県と同額に増額されたものの、事業費が既に補助基準額を上回っていることから、事業継続のために財源の確保が課題となっている。

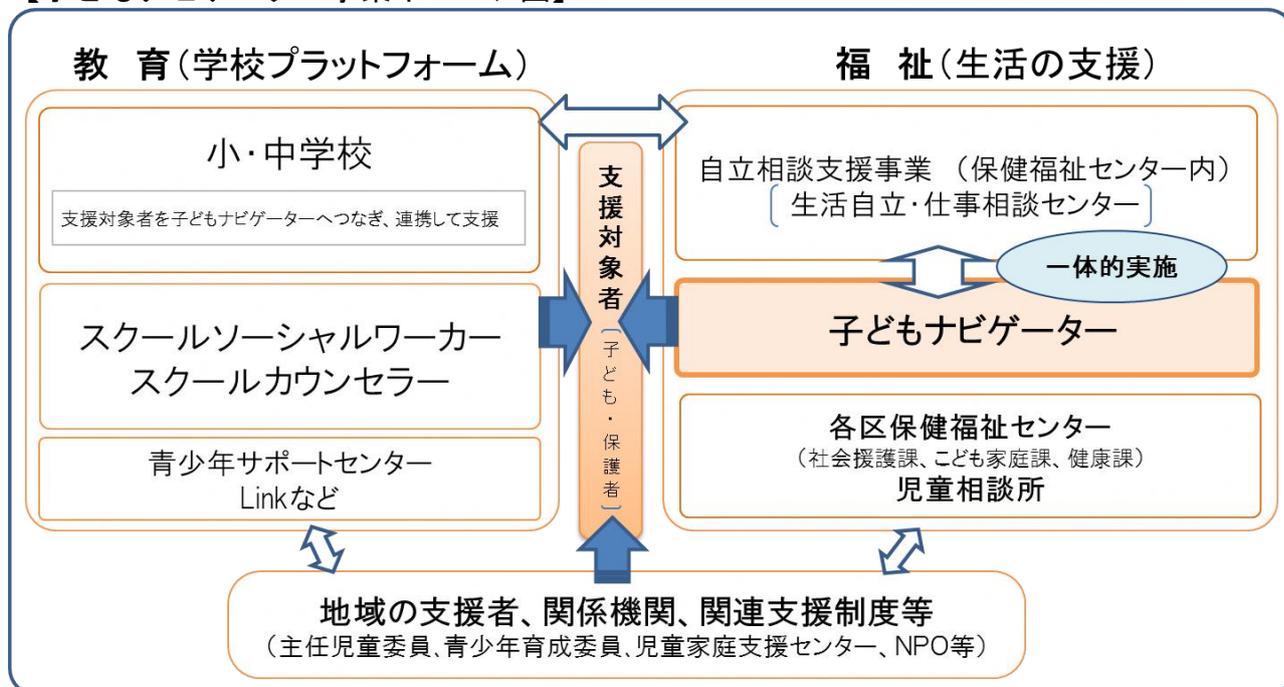
事業を安定的に実施するとともに、事業拡充により実効性を高めるためには、十分な財源が必要であることから、**事業規模に応じた補助基準額の増額と交付金の恒久化が必要である。**

[参 考]

## 1 事業概要

生活困窮世帯等の子どもの生活習慣、生活環境等の改善を図るために、子どもナビゲーターが対象児童やその家庭に直接働きかけを行うとともに、学校、区保健福祉センター等の関係機関と連携し、適切な支援制度につなげている。

【子どもナビゲーター事業イメージ図】



※ 平成30年1月から稲毛区に子どもナビゲーターを1人配置。令和元年度から中央区、令和2年度から若葉区、令和3年度から花見川区に新たに各1人配置。

## 2 事業費

(単位：千円)

区 分	令和2年度実績		令和3年度当初		(b) / (a)
	事業費	国費(a)	事業費	国費(b)	
子どもの貧困対策総合コーディネート事業(子どもナビゲーター事業)	20,900	5,000	24,400	7,500	1.5

【R2】：補助基準額 10,000 千円、補助率 1 / 2

【R3】：補助基準額 (全域型) 15,000 千円、補助率 1 / 2

## 7 防災対策の推進について

令和元年、本市においては、9月8日から9日にかけての房総半島台風（15号）、10月12日から13日にかけての東日本台風（19号）、10月25日の大雨と、立て続けに被災したことから、現在まで復旧・復興対策を継続して実施するとともに、既存の対策の抜本的な見直しを行うなど、市を挙げて災害対応にあたっております。

このように、近年の地球温暖化に伴う気候変動により、台風の大型化、集中豪雨や突風被害が多発する中、首都直下地震や南海トラフ地震などの大型地震の切迫性が指摘されるなど、多岐にわたる災害の危険性が高まっており、国全体での防災対策の更なる推進が急務となっております。

ついては、次の事項について早期に実施するよう強く要望いたします。

### （1）電力・通信インフラの強靱化及び応急復旧対策の推進

大規模自然災害が発生しても必要不可欠な電力・通信機能を確保するとともに、迅速な復旧を可能とするため、電力・通信インフラの更なる強靱化を推進すること。

また、長期間の停電や通信障害が発生した場合には、医療機関、福祉施設等に対し、速やかに電源車、移動基地局等を配置するよう事業者を指導するとともに、地方自治体、電力供給事業者、通信事業者等との連携強化の支援を行うこと。

### （2）国・県・市の役割分担の明確化

災害発生時において、被災自治体に対する国からの具体的な支援内容や、県における積極的な情報収集やプッシュ型支援を明確化するなど、国・県・市の役割分担を整理して、基本となるマニュアル

等の整備を図ること。

### (3) 防災システムの構築支援

国が主体的に全国共通の防災システムの基幹システムを構築すること。

#### [要望理由]

(1) 令和元年房総半島台風では、本市において、観測史上最大の暴風により、広範囲かつ長期間の停電とともに、停電に伴う通信障害も同時に発生し、市民はSOSの声すらあげることができないなど、市民生活に大きな影響を与えた。

また、停電の影響は医療機関や福祉施設等にも及び、人命にかかわる危機となり、電気・通信を特に必要としている施設に対し、迅速かつ的確に電源車を配置することに苦慮した。

こうした被害を軽減させるとともに、迅速かつ的確な対応を図るため、国主導による電力・通信インフラの強靱化等の対策が必要である。

(2) 令和元年の災害対応においては、国や県からは職員の派遣や物資の提供をはじめ、電力事業者との調整など様々な支援をいただいたが、当初は、国や県からどのような支援を受けられるのか明確でなかった。

また、市は救命救助をはじめ、詳細な被害状況の把握や避難所開設など様々な対策にあたる必要があり、速やかに県に対する情報提供を行うことが困難な状況となった。

このため、今後は、災害発生の早い段階で国や県と連携強化を図るとともに、県は市町村からの情報提供を待つことなく、積極的な情報収集や、プッシュ型支援を行うなど、国・県・市の連携方法や役割分担について明確にする必要がある。

(3) 現在、防災システムは、国・都道府県・市区町村が、それぞれ独自の防災システムを運用しており、各システムは連携していない。このため、災害発生中の情報入力作業は煩雑化し、対応できないおそれもあり、迅速で正確な情報共有に支障が生じている。

また、防災関係のシステムは進歩が著しく、地方自治体が独自に新たなシステムを構築しても、数年で陳腐化していくため、構築業務を繰り返す必要があり、労力や財政的な負担が大きくなっている。

地域の災害特性は、地理的要因等から地域ごとに異なるものの、防災システムに求められる機能や災害時に取り扱う情報の種類は、全国的に大きな違いはないと考えられる。

さらに、国はデジタル庁を設置し住民基本台帳や税などに関する地方公共団体情報システムの標準化を進めようとしているが、防災システムはその対象としていない。

以上のことから、国と都道府県、市区町村が、防災情報を共有し、被災自治体が国や県から迅速な支援を受けられるよう、国が主体的に全国共通の防災システムの基幹システムを構築することを求めたい。

[千葉市担当] 総務局危機管理課 Tel.043-245-5151  
総務局防災対策課 Tel.043-245-5113

[参 考]

本市における被害の概要（令和3年2月28日現在）

区分	房総半島 台風	東日本 台風	10月25日 大雨	合計
人的被害	68	5	6	79
死者	2	0	3	5
重傷	1	0	1	2
軽傷	12	4	2	18
重傷（熱中症等）	4	0	0	4
軽傷（熱中症等）	49	1	0	50
住家被害	6,633	83	182	6,898
全壊	14	0	8	22
半壊	245	0	19	264
一部破損	6,367	83	38	6,488
床上浸水	3	0	39	42
床下浸水	4	0	78	82
その他	1,396	169	371	1,936
がけ崩れ	3	0	98	101
道路冠水	38	30	235	303
車両被害	53	2	29	84
倒木	1,302	137	9	1,448



## 8 ICTを活用した学習環境の整備について

国が示すデジタル社会にふさわしい新しい学び方を実現していくため、本市では、全ての児童生徒がGIGAスクール構想で整備した端末を活用し、効果的に学習を進められるよう、これまでの教育実践と最先端のICT活用のベストミックスを図り、新しいスタイルの学校教育を模索しているところです。

Society 5.0時代を生きる子供たちに相応しい教育環境を整備していくことが必要であることから、ICTを活用した学習環境の整備を進めるため、次の事項について、特段のご配慮をお願いします。

- (1) デジタル教科書全教科導入に向けた支援を行うこと。
- (2) インターネット環境の無い児童生徒への通信費などの支援を行うこと。
- (3) 遠隔教育を実現するために、校外通信ネットワークの回線増強の整備及び維持管理に係る費用等について、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (4) ICT支援員の増員等、教員が日常的にICTを活用できる体制づくりの推進に向け、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (5) 高等学校段階におけるGIGAスクール構想の具体的な支援策を示し、すべての生徒に対する端末費用や、家庭における通信費など必要な財政措置を講ずること。

## [要望理由]

- (1) 本市では平成28年度より指導者用デジタル教科書を導入し、活用を開始している。他教科のデジタル教科書についても、関連する資料を即座に表示でき、写真や図表の拡大表示、書き込みが可能なことなど、指導にあたり、有効なコンテンツが活用できることから、今後、デジタル教科書が広く普及することが望まれる。  
しかしながら、導入に当たってはライセンス取得に費用負担が発生することから、財政負担軽減のため、指導者用デジタル教科書導入に対する補助制度の新設が必要である。
- (2) 本市では、家庭にインターネット環境がない児童生徒も一定数存在しており、新型コロナウイルス感染拡大による休校時などにおいて、そうした児童生徒に対しても学習機会を保障するため、オンラインでの学習にかかる通信費の支援が不可欠である。
- (3) 本市では令和元年度に学校内のシステムを更新し、1ギガビット毎秒の高速回線による円滑なネットワーク環境を実現することが可能となった。しかし、GIGAスクール構想の実現にともない、学校での1人1台端末の利用時間帯の集中や同時双方向型で行う遠隔教育を想定した場合、現状のネットワーク回線では高負荷状態になり、インターネットを利用した学習は滞ることが予想される。ネットワーク回線の増強には多大な費用の増額が見込まれるため、今後も継続的、かつ大幅な支援の拡充を求める。
- (4) GIGAスクール構想の実現により、児童生徒に1人1台の端末が整備され、今まで以上に、ICT機器を活用した個別最適化学習を進めることのできる環境が用意できた。今後は、新型コロナウイルス感染症におけるオンライン指導や家庭学習の充実はもとより、学校でのICT教育活動の推進と教員が日常的にICTを活用できる体制づくりを実現するために、ICT支援員配置事業の拡充を求める。
- (5) 令和2年12月8日の閣議決定において、高等学校段階を含む教育段階においてICT化・オンライン化を推進し、新しい学び方を実現していくことが示されたが、義務教育段階と高等学校段階が切れ目なく同様の環境で学べるようになっていくとはいえない状況であり、高等学校段階におけるICT化の推進に必要な端末費用や家庭における通信費などについて財政支援を求める。

- [千葉市担当]
- ・ デジタル教科書導入  
教育委員会事務局学校教育部教育指導課 TEL 043-245-5934
  - ・ 通信回線使用料、高等学校段階におけるGIGAスクール構想  
教育委員会事務局学校教育部教育改革推進課 TEL 043-245-5712
  - ・ 義務教育段階におけるICT環境整備、ICT支援員配置  
教育委員会事務局学校教育部教育センター TEL 043-285-0900

[参 考]

1 デジタル教科書ライセンス取得にかかる本市令和3年度当初予算

小学校14,000千円 (66,000円×2学年×108校)

小学校社会 3年間 (R3~R5) 分のライセンス取得

中学校 9,000千円 (83,600円×2教科×54校)

中学校地理・歴史 4年間 (R3~R6) 分のライセンス取得

合計 23,000千円

2 千葉市におけるICT学習環境調査

・Wi-Fi環境等がなく、スマートフォンも使えない家庭

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
Wi-Fiなし スマートフォンなし	656	206	2	9

3 令和2年度実績

(1) タブレット・ルーター調達状況

	iPad (NTTドコモ)	Lenovoタブレット (ソフトバンク)	Wi-Fiルーター (NTTドコモ)
調達総数	250	450	300

※契約は令和2年6月1日～令和3年5月31日

(2) ルーター利用料

	情報共有通信用 モバイルルーター 300台購入	ACアダプター 300台購入	月額通信基本料 300台・12か月分	合計
単価	25,200円	2,400円	2,900円	—
金額	7,560,000円	720,000円	10,440,000円	18,720,000円

※契約は令和2年6月1日～令和3年5月31日

(3) 国における家庭学習のための通信機器整備支援

令和2年度第3次補正予算 (国)	千葉市の支援状況 (モバイルルーター購入費)
2,100,000千円	3,000千円



[文部科学省]

## 9 公立学校施設の整備推進について

本市では、公立学校施設について、教育環境の向上や施設の長寿命化を図るため、計画的な整備を推進しております。

ついては、次の事項に係る財政措置及び国庫補助事業制度の拡充について、強く要望いたします。

- (1) 学校施設環境改善交付金【大規模改造】(老朽・質的整備)
  - ・ 計画事業量に見合った交付金予算額の確保
  - ・ リースを補助対象とする制度の拡充
  - ・ 建物の部位ごとの工事を補助対象とするなどの制度の拡充
  - ・ 交付金の要件である工事費下限額の引き下げ
  - ・ 配分基礎単価(補助単価)の引き上げ
- (2) 公立学校施設整備費負担金【校舎等の新增築】
  - ・ 将来的に見込まれる学級数を補助対象とする制度の拡充

[要望理由]

本市の学校施設は、約80%が建築後30年以上を経ており、今後、建物内外部や設備配管機器などの更新等、経年劣化に応じた計画的な改修やより良い教育環境の実現のための取組みが必要である。

今後、増大する施設の老朽化に適切に対応し、児童生徒の安全・安心を確保するための事業を計画的且つ着実に進めていくためには、計画事業量に見合った確実な財源措置が確保されることにより、市費による単独実施または先送りせざるを得ないなどの深刻な事態が生じないことが重要であるとともに、初期費用の軽減、財政負担の平準化及び整備期間の短縮を可能とするリースの活用を、新たな整備手法の一つとして積極的に選択できるようにする制度の拡充が必要である。

また、施設の老朽化対策を進めて行くうえでは、給水設備や電気、消防設備等の改修など内部単体工事を新たに補助対象事業として追加し、工事下限額を引き下げる等の制度の拡充やトイレ改修等の機能を向上させるための質的整備を着実に進めて行くために、実勢価格と大幅に乖離している補助単価の実情に見合った金額への引き上げ等の制度の拡充が必要である。

さらに、新增築事業において、前向き整備が認められているが、本市の場合、次回新設を予定している学校においては、工事着工後3年以降についても周辺地域の住宅開発による学級数の増加が見込まれるため、将来的に必要となる学級数に見合った整備を補助対象とするよう前向き整備の算定年数を延長するなど制度の拡充を要望する。

[千葉市担当] 教育委員会事務局教育総務部学校施設課 TEL 043-245-5916

[参 考]

### 1 本市における大規模改造事業の実施件数

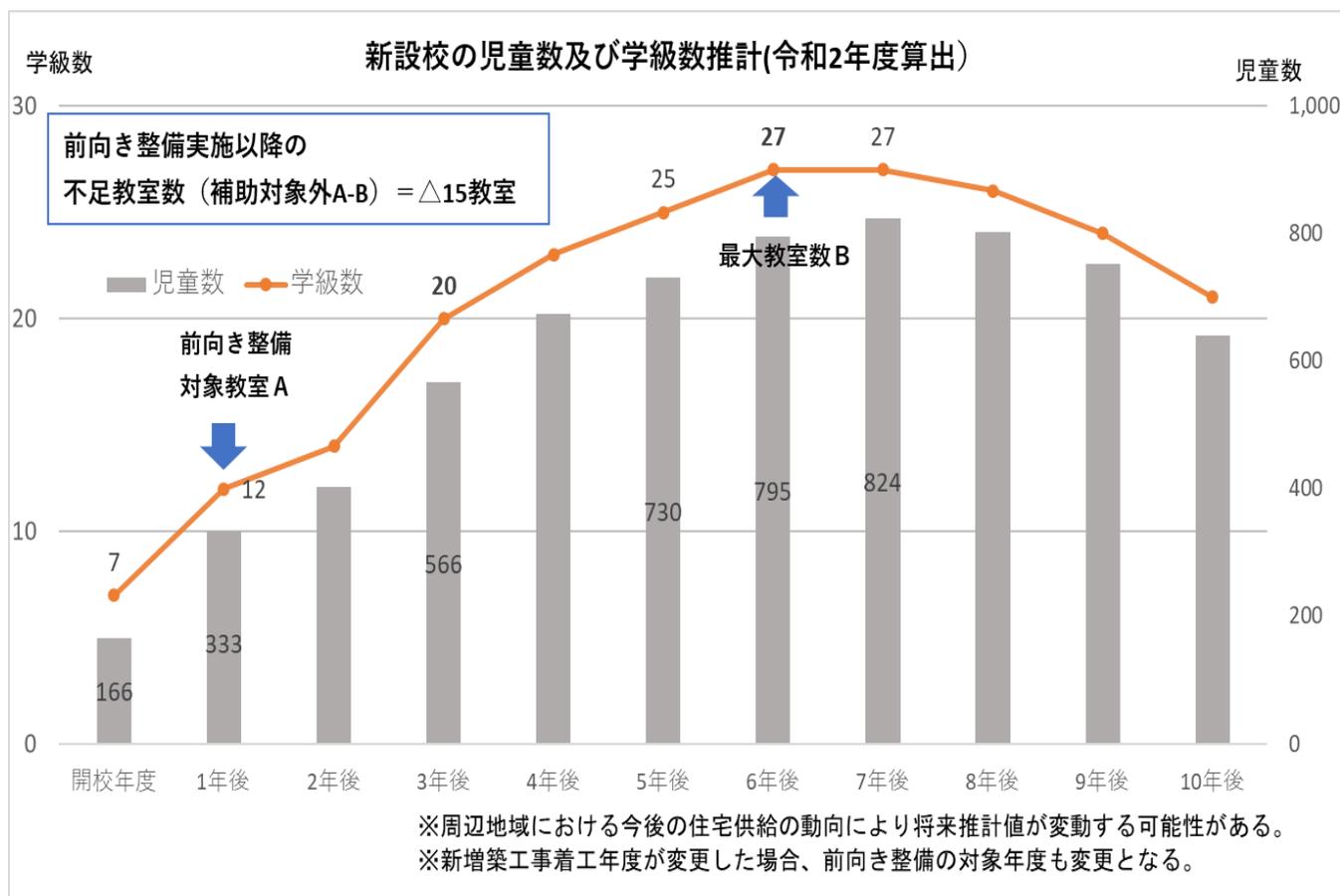
区 分	実 施 件 数
大規模改造 (老朽)	令和元年度：18 件 令和2年度：14 件
大規模改造 (質的整備)	平成元年度：64 件 令和2年度：50 件

### 2 本市における学校施設環境改善交付金事業実績

(単位：百万円)

平成元年度 (実績)		令和2年度 (実績見込み)		増減	
事業費(a)	国費(b)	事業費(c)	国費(d)	事業費(c-a)	国費(d-b)
5,483	1,417	5,837	1,204	354	△213

### 3 新設校における将来推計



## 10 教育の質を維持・向上するための教職員の確保について

平成29年度に指定都市へ教職員給与負担等に係る事務及び税源が移譲されたことを機に、本市独自の取組みとして、少人数学級か少人数指導を選択できるなど、学校の実情に応じた加配教員の活用を可能としました。また、加配を活用し、小学校における専科教員の配置を積極的に行っているところです。しかし、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、学びを保障するとともに、個別最適な学びを実現するためには、学級編制の標準の段階的な引き下げに加え、更なる少人数指導のための加配教員が必要です。また、今後、公立学校に在籍する外国人児童生徒等の増加が予想されており、日本語指導が必要な児童生徒の実態に即した指導・支援を行うには、教職員の加配がまだ十分とは言えません。これに加え、通級指導を必要とする児童生徒が年々増加しており、通級指導加配が不足している状況です。さらに、国が推進する公立夜間中学の設置に際しては、様々な年齢・国籍の生徒への支援が不可欠です。

児童生徒によりきめ細かな指導をするには、教職員加配の一層の充実が必要です。

また、教員が本来業務に専念できる環境を確保するため、専門スタッフの配置など教員の負担軽減に向けた施策を推進する必要があります。

ついては、国の責任において次の事項に対応するよう強く要望いたします。

### (1) 教職員加配定数の充実

- ・少人数指導や専科指導等に係る指導方法工夫改善加配を充実させること

- ・外国人児童生徒等日本語指導等に係る児童生徒支援加配を充実させること
  - ・通級指導に係る特別支援教育加配を拡充すること
  - ・公立夜間中学に係る児童生徒支援加配を拡充すること
- (2) 教職員の負担軽減に向けた施策の充実
- ・スクール・サポート・スタッフを含む専門スタッフの配置など教員の負担軽減に向けた施策に対して、より一層の財政措置を講ずること
  - ・スクールカウンセラーなどの専門家を教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすること
  - ・育児休業者の代替措置として正規教職員を充てた場合にも、国庫負担金の算定基礎定数に含めること

[要望理由]

現在、学校では不登校や特別な支援を要する児童生徒への対応など、複雑・多様化した課題が山積しており、教職員が児童生徒と向き合うための時間を十分に確保できない現状がある。また、教職員の長時間労働が常態化しており、本市においては平成31年1月に「学校における働き方改革プラン」を策定し、教職員一人ひとりの心身の健康保持を実現し、いきいきと教育活動が行えるようにするための取組みを進めているところであるが、依然として教職員の時間外労働時間の縮減は厳しい状況であり、これ以上の負担を強いるのは難しいと考えている。

そのような中、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、学びを保障するとともに、個別最適な学びを実現するためには、更なる少人数指導や専科指導教員の充実を図るとともに、増加が予想される外国人児童生徒や年々増加する通級指導を必要とする児童生徒、公立夜間中学に通学する様々な年齢・国籍の生徒を含む一人一人にきめ細やかな対応を図るうえで、本市独自の柔軟な教職員配置を継続・拡充する必要がある。そのためにも、教職員加配定数のさらなる充実が必要となっている。

また、学校における働き方改革を推進し教職員の負担を軽減するため、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ、スクールロイヤー、外国語指導助手など専門スタッフの配置について、より一層の財政措置及び制度の充実を講ずるとともに、いじめ、不登校、暴力行為などの生徒指導上の課題に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとする専門家については、国庫負担の対象として位置付ける必要がある。

さらに、働きやすい環境づくりを進めるため、産前産後休暇取得者、育児休業者などが増加傾向であることを踏まえ、育児休業者の代替措置として正規教職員を充てた場合にも、国庫負担金の算定基礎定数に含めるよう要望する。

[千葉市担当]

- ・スクール・サポート・スタッフの配置
- ・産前産後休暇取得者・育児休業者の代替措置  
教育委員会事務局教育総務部教育職員課 TEL 043-245-5940
- ・外国語指導助手配置  
教育委員会事務局学校教育部教育指導課 TEL 043-245-5934
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用  
教育委員会事務局学校教育部教育支援課 TEL 043-245-5939
- ・部活動指導員  
教育委員会事務局学校教育部保健体育課 TEL 043-245-5941

[参 考]

1 教職員定数（小学校・中学校・特別支援学校）の推移（千葉市）

年度	基礎定数（人）	加配定数（人）	計（人）
平成29年度	4,130	299	4,429
平成30年度	4,076	301	4,377
令和元年度	4,087	296	4,383
令和2年度	4,089	300	4,389
令和3年度（見込）	4,087	276（※1）	4,363

（※1）小学校2年生の学級編制の引き下げに伴い、基礎定数が増え、加配定数が減っている。

2 複雑、多様化する課題について（千葉市）

（1）教員の月平均時間外勤務時間数

年度	小学校（時間）	中学校（時間）
平成28年度	47	69
平成29年度	47	73
平成30年度	47	70
令和元年度	44	63
令和2年度 ※3	48	56

※3 時間数は12月末までの集計

（2）日本語指導が必要な外国人児童生徒数及び日本語指導を行う教職員配置数（単位：人）

年 度	小学校	中学校	計	日本語指導を行う 教職員配置数
平成28年度	322	124	446	14
平成29年度	332	146	478	15
平成30年度	312	140	452	15
令和元年度	347	116	463	16
令和2年度	336	117	453	18

（3）特別支援学級児童生徒数（単位：人）

年度	小学校	中学校	通級指導	総数
平成28年度	694	344	450	1,488
平成29年度	681	342	530	1,553
平成30年度	647	335	644	1,626
令和元年度	620	349	773	1,742
令和2年度	644	380	799	1,823

3 在校時間の推移

主幹教諭・教諭の勤務時間及び休憩時間を除く1か月あたりの平均在校時間

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	47	49	47	42	47	44
中学校	65	64	69	71	70	63

#### 4 専門スタッフの配置人数

##### (1) スクール・サポート・スタッフ

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
3人	3人	3人	20人	228人

##### (2) 外国語指導助手（小・中学校）

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
48人	57人	59人	57人	67人

##### (3) スクールカウンセラー

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
51人	57人	73人	75人	76人

##### (4) スクールソーシャルワーカー

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
6人	6人	8人	10人	10人

##### (5) 部活動指導員

令和元年度	令和2年度	令和3年度
10人	31人	55人

#### 5 産前・産後休暇及び育児休業代替の講師数の変化（10年前との比較）

##### (1) 平成22年度（5月1日時点）

	小学校	中学校	合計
産前・産後休暇	12	7	19
育児休業	53	18	71
合計	65	25	90

##### (2) 令和2年度（5月1日時点）

	小学校	中学校	合計
産前・産後休暇	33	9	42
育児休業	100	36	136
合計	133	45	178



#### 6 事業費

（単位：百万円）

区分	令和2年度実績		令和3年度当初		(b) / (a)
	事業費	国費(a)	事業費	国費(b)	
スクール・サポート・スタッフ	170	48	293	83	1.73
スクールカウンセラー	178	59	179	59	1.00
スクールソーシャルワーカー	37	11	39	11	1.00
外国語指導助手	222	—	255	—	—

※国費の積算基準：事業費の1/3が国庫負担

## 11 生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の実効性を高めるための所要の措置について

本市では、国民生活を支える最後のセーフティネットである生活保護の適正実施に努めておりますが、高齢化の進展やコロナ禍における景気の低迷により、受給者が増加することが見込まれるところです。

平成30年の生活保護法の改正等は、自治体の提案意見が十分反映されているものとは言えません。

また、生活困窮者自立支援制度については、法施行後7年目を迎え、制度が認知されたこと等により利用者が大幅に増加するなど、各種事業の実施に伴う自治体の財政負担が増えております。

さらに、地方が就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）を実施するにあたっては、引き続き幅広い事業者の参入を進める仕組みづくりが必要であります。

については、両制度を真に実効ある制度とするため、国の責任において次の事項に対応するよう強く要望いたします。

### （1）生活保護制度について

生活保護法第29条に基づく資料の提供規定について、金融機関等への回答を義務付けするなど、生活保護の更なる適正化を推進するために、法改正等の必要な措置を講ずること。

### （2）生活困窮者自立支援制度について

ア 就労訓練事業に参入する事業者への税制上の優遇措置については、社会福祉法人等だけでなく、株式会社やNPO法人等にも対象を拡大し、多種多様な事業者の更なる積極的な参入を促進する仕組みづくりを構築すること。

イ 自立相談支援事業をはじめとする各種事業については、法施行後7年目を迎え、各種事業の利用者の増加等により事業実施に係る費用が毎年増加しており、今後も増加が見込まれる。については、各自治体が、地域の実情に応じて実効性のある事業を実施するための十分な基準額及び国庫負担・補助率を設定すること。

### (3) 両制度に対する財政措置について

生活保護制度と生活困窮者自立支援制度が一体として十分実効性が担保され、持続性があるものとなるよう、本来、全額国庫負担とすべきものであることも踏まえ、地方負担の増加に対し、人件費を含めた所要の財源について特段の措置を講じること。

#### [要望理由]

##### (1) 生活保護制度について

生活保護法第29条に基づく資料の提供規定について、官公署等の一部については回答を義務付ける規定が設けられている一方で、金融機関や生命保険会社及び被保護者等の雇用主等については、報告の求めができるという規定のみとなっている。そのため、金融機関等が資料提供の求めに応じない場合には、被保護者等に関する資産状況の把握が適切に行えない状況に陥る可能性があり、不正受給の発覚を免れる事案が生じるなどの支障を来すことになる。

一方で、税務事務においては、国税通則法では罰則規定を設けた上で調査対象者は正当な理由なく調査を拒むことができないとされており、また、生活保護法第78条及び同法第63条の一部では「国税徴収の例により徴収することができる。」と規定されている。このことから、生活保護制度も税務事務と同等の調査権限を与えられて然るべきと考える。

これらの状況を踏まえ、生活保護制度の更なる適正化を推進するために、金融機関等への回答義務付けが必要である。

##### (2) 生活困窮者自立支援制度について

ア 平成27年度の税制改正において、認定就労訓練事業者に対する、固定資産税、都市計画税、不動産取得税に係る税制上の優遇措置の対象に株式会社やNPO法人等が含まれておらず、認定状況を見ても、社会福祉法人の数に対し、NPO法人や株式会社の数は少ない。また、政令指定都市のうち認定事業所数が25以下の自治体は令和2年3月時点で16自治体となっており、地域の実情に合わせた事業実施のためには、より幅広い事業者の積極的な参入を促すためのインセンティブが必要である。

イ 現状の自立相談支援事業等に係る国庫負担・補助基準額については、平成30年度に人口区分の細分化が行われる等、一部要望が反映されたが、人口が増えるほど、人口1人当たりの基準額が逡減する設定になっており、人口が多い都市ほど需要からかけ離れる構造になっている。しかしながら、当該事業の需要は都市部において多く発生するものであり、現状は、実態にそぐわない人口規模区分となっている。

また、法施行後7年目を迎え、制度が広く認知されたこと等により、利用者が大幅に増加し、実施体制の拡充が必要となっている。一方で、国庫負担・補助率については制度施行当初から変更されておらず、自治体の負担額は増加している。

このため、事業の実効性を担保する上では、十分な基準額を設定するとともに、国庫負担・補助率の見直しが必要である。

##### (3) 両制度に対する財政措置について

平成26年度まで全額国庫補助により実施されてきた生活保護の就労支援事業や、生活困窮者自立支援法の各事業において、地方負担が生じている。両制度は互いに関係性が強く、一体のものとして実施できるだけの財政措置が必要である。

[参 考]

**1 生活保護受給世帯・人員・保護率・保護費の推移**

(単位：世帯、人、%、百万円)

年度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2
世帯数	15,749	16,147	16,543	16,751	16,939	17,252
人員	20,248	20,527	20,814	20,864	20,919	21,095
保護率	20.8	21.1	21.3	21.3	21.3	21.5
保護費 (H20年度 を100とし た場合)	34,963 (169.5)	34,723 (168.3)	35,278 (171.0)	35,060 (170.0)	35,030 (169.8)	35,166 (170.5)
うち医療 扶助費	13,617	13,303	13,864	14,051	14,251	14,101

※世帯数、人員及び保護率は年度平均

※令和元年度の保護費及び医療扶助費は見込み額

**2 ケースワーカーの配置数の推移**

(単位：人、世帯/人)

年度	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	R 3
現員数	169	178	180	189	190	194
標準数	195	201	204	205	206	212
不足数	△26	△23	△24	△16	△16	△18
一人当り 世帯数	92	90	90	88	88	88

※各年度4月1日現在

**3 本市が行う自立支援の取組み（被保護者が対象）**

(単位：人、円)

	事業開始 年月	年度	相談員数等	対象者数等	就労者数	保護費 削減額
被保護者 就労支援事業	H22.10～	H 2 8	21	2,151	825	106,910,868
		H 2 9	21	2,666	943	129,127,781
		H 3 0	21	2,844	956	151,687,607
		R 元	21	2,271	909	132,047,439
		R 2	24	2,461	765	102,628,087
被保護者 就労準備 支援事業	H23.4～	H 2 8	3	1,123	—	—
		H 2 9	3	1,101	—	—
		H 3 0	3	902	—	—
		R 元	2	701	—	—
		R 2	2	77	—	—

#### 4 本市が行う生活困窮者自立促進支援事業実績

(単位：人)

年度	区分	中央	花見川	稲毛	若葉	合計
H28	新規相談	417		528		945
	就労準備支援	21		11		32
	家計相談支援	39		59		98
	その他支援	165		202		367
	学習支援	40		39		79
	就労者	90		104		194
H29	新規相談	449		477	265	1,191
	就労準備支援	37		12	9	58
	家計相談支援	68		60	12	140
	その他支援	152		188	48	388
	学習支援	27		31	8	66
	就労者	91	69	9	169	
H30	新規相談	516	658	542	1,716	
	就労準備支援	42	36	18	96	
	家計相談支援	64	76	43	183	
	その他支援	157	136	108	401	
	学習支援	46	57	46	149	
	就労者	77	28	10	115	
R元	新規相談	744	848	710	2,302	
	就労準備支援	67	52	22	141	
	家計相談支援	97	119	84	300	
	その他支援	214	181	170	565	
	学習支援	57	42	36	135	
	就労者	72	38	16	126	
R2	新規相談	1,486	431	948	944	3,809
	就労準備支援	49	23	53	27	152
	家計相談支援	86	25	125	111	347
	その他支援	485	236	221	183	1,125
	学習支援	-	-	-	-	267
	就労者	99	6	41	20	166

※生活自立・仕事相談センター若葉はH29年7月に開設。

※生活自立・仕事相談センター花見川はR2年9月に開設。

#### 5 事業費

(単位：百万円)

区分	令和2年度当初		令和3年度当初		(b)
	事業費	国費(a)	事業費	国費(b)	(a)
生活保護事業費	35,200	25,884	35,300	25,959	1.003

※国費の算定基準：{事業費－(法第63条・法第78条調定額－不納欠損額)}×3/4

[厚生労働省]

## 12 HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチンの 定期接種について

HPVワクチンの予防接種は、平成22年からワクチン接種の公費助成が始まり、平成25年4月に予防接種法で定期予防接種に定められました。当時、接種後にワクチンとの因果関係が明確ではないものの慢性疼痛や運動障害などの多様な症状の報告があり、同年6月に、国から積極的な接種勧奨の差し控え勧告が通知され、現在まで、その状態が8年継続しております。

その間、平成27年に始まった厚生労働省研究班による全国疫学調査では、HPVワクチン接種歴のない者においても、HPVワクチン接種後に報告されている症状と同様の「多様な症状」を呈する者が一定数存在するとされており、更に本調査によってHPVワクチン接種と接種後に生じた症状との因果関係は言及できないと報告されています。

ワクチン接種率は、公費助成導入期の接種対象者であった平成6年から11年生まれの女子が70%程度であったのに対して、積極的勧奨の差し控え以降は1%未満となっており、定期接種としては著しく低い接種率となっております。

平成25年6月14日付けの勧告通知では、速やかに専門家による評価を行い、積極的な勧奨の再開の是非を改めて判断するとなっているが、未だにその後の方針が示されていません。

このことから、次の事項について強く要望いたします。

- (1) HPVワクチンについて、科学的根拠に基づいた検討を更に推進し、今後の接種勧奨のあり方について速やかに結論を示すこと。

[要望理由]

HPVワクチンの予防接種の差し控えの状態が現在まで8年継続しており、接種率は1%未満となっている。

現在は、行政からの積極的勧奨を行っておらず、定期接種であることを知らずに接種の機会をのがしてしまう方がいる。

令和2年10月に新たに国が読みやすさ、わかりやすさを重視してリーフレットを改訂し、定期接種の対象者及び保護者に公費で接種できるワクチンであること等の情報を個別に周知するよう各自治体あてに通知された。

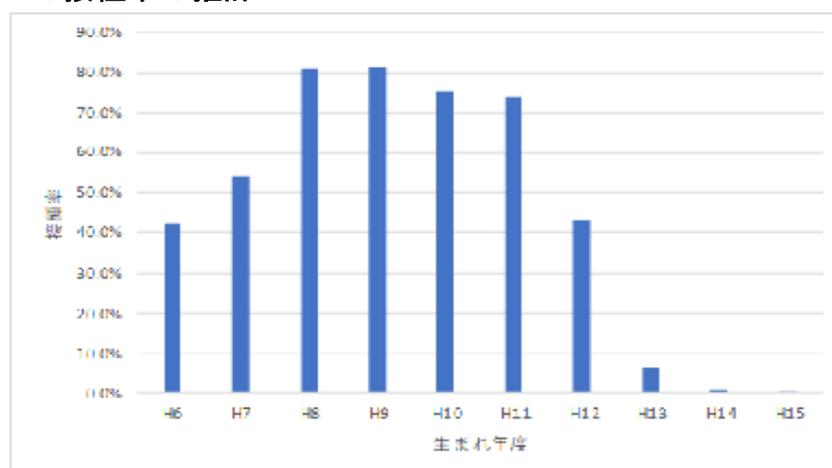
しかしながら、国の検証が始まってから7年以上となるが、積極的な接種勧奨の再開には至っていない。

以上のことから、HPVワクチンについて、科学的根拠に基づいた検討を更に推進し、今後の接種勧奨のあり方について速やかに結論を示すことが必要である。

[千葉市担当] 保健福祉局医療衛生部医療政策課 Tel.043-245-5207

[参 考]

HPVワクチンの接種率の推計



出典：『青少年における「疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状」の受療状況に関する疫学調査』（厚労省研究班）を改変

## 13 麻しん（はしか）対策の推進について

「麻しんに関する特定感染症予防指針」（平成19年12月28日付け厚生労働省告示第442号）では、世界保健機関（WHO）による麻しんの排除の認定を受け、排除の状態を維持することを目標としています。指針に基づく取組みの結果、平成27年にWHOから排除状態にあることが認定され、これまでその状態が維持されてきましたが、ここ数年、海外で感染した患者を契機とした国内での感染の拡大事例が発生しています。令和2年は、新型コロナウイルス感染症への対策等の影響により発生数が大幅に減少しましたが、今後、麻しんの排除状態を継続していくためにも、次のとおり実効性のある措置を速やかに講じるよう、特段のご配慮をお願いいたします。

- (1) 20歳代から40歳代の方が、確実に、かつ速やかに接種を受けられるよう、この年代への予防接種を定期接種化することを含め、実効性のある麻しん対策を講じること。  
さらに、海外からの輸入症例を契機とする麻しんの感染拡大を防止し、麻しん排除の状態を維持するため、海外渡航予定者に対して予防接種の実施を促す、より強い注意喚起を行うこと。  
また、対策の実施に当たっては、国が責任をもって財源を確保すること。
- (2) 定期接種を含む対策の実施に必要となるワクチンについて、国の主導により、安定的な供給体制と、地域毎の在庫の偏在が生じないような流通体制を整備し、滞りなく予防接種が実施できるようにすること。

### [要望理由]

令和元年の国内における麻しん患者は744人となり、平成30年の282人から激増したが、令和2年は、大幅に減少し、新型コロナウイルス感染症への対策等が影響しているものと推察される。

しかし、新型コロナウイルス感染症が収束した後のフェーズにおいては、急減したインバウンド需要が復活し、海外からの入国や海外への出国の増加が見込まれることから今後も国内での感染事例が発生することが懸念される。

麻しん対策として最も有効なのは発生予防であり、国では、定期接種の一層の充実

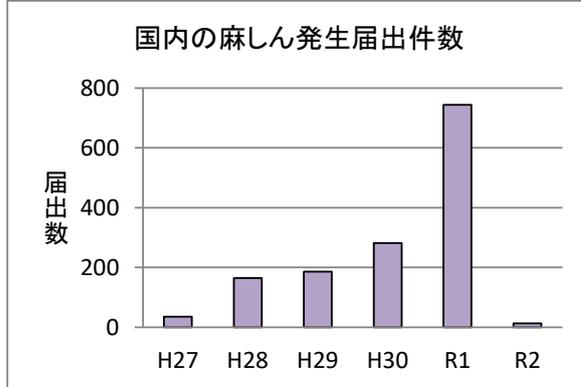
を進めているが昨年の麻疹患者の、2/3以上が20歳代から40歳代であった。この年代の方は、接種歴が1回の方が多く、麻疹の感染の中心となっている年代のため、対策が必要である。

[千葉市担当] 保健福祉局医療衛生部医療政策課

TEL 043 - 245 - 5207

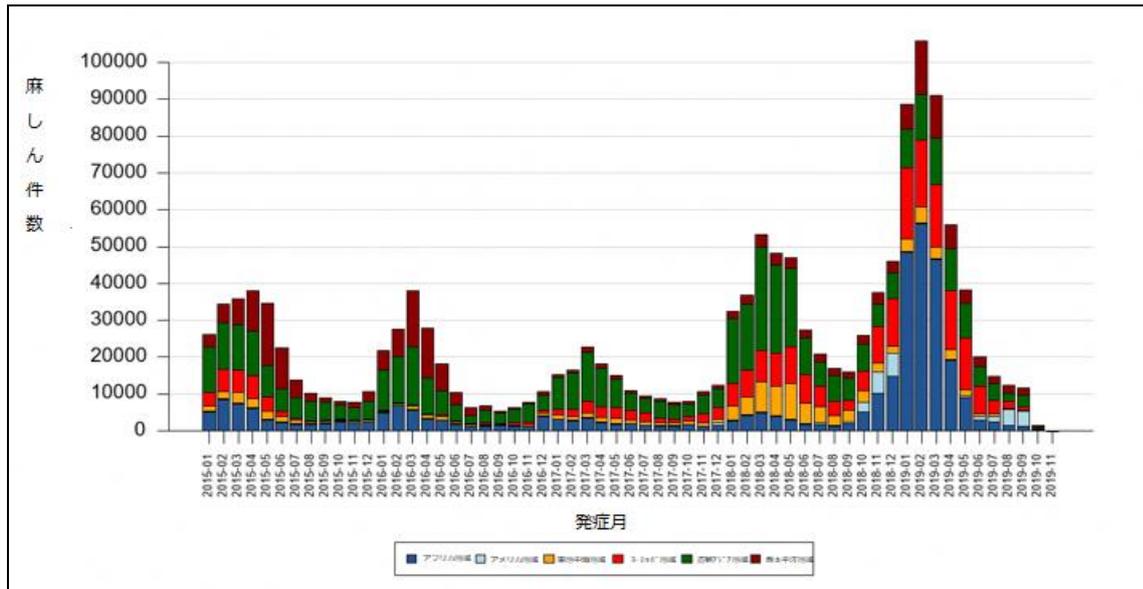
[参 考]

1 国内の麻疹発生届出件数の推移

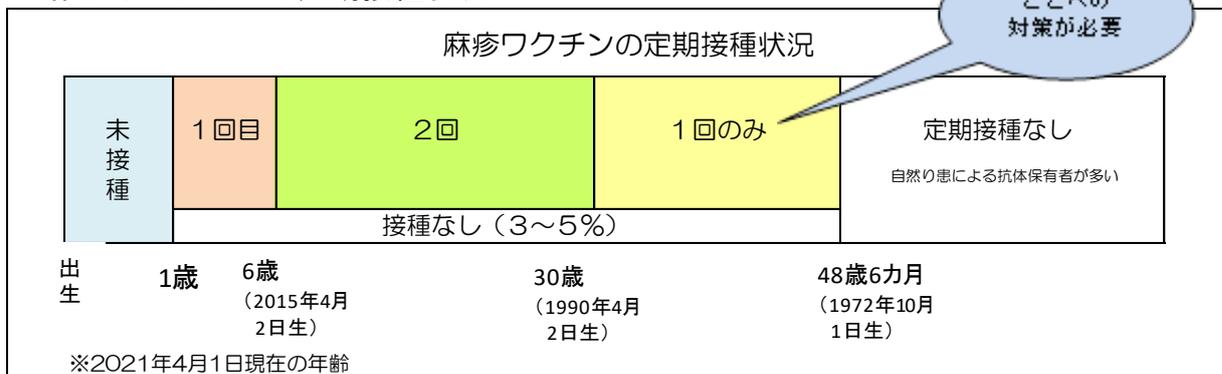


2 海外の発生状況

世界中の多くの国で麻疹のアウトブレイクが発生している。2019年11月5日時点で440,263件の確定患者がWHOに報告されている。



3 麻疹ワクチンの定期接種状況



\* 麻疹ワクチン接種：1978年10月開始。2006年6月から2回（1歳時、小学校就学前1年間）接種開始。

## 14 国民健康保険制度への支援措置等について

国民健康保険制度は、高齢者や低所得者の加入割合が高いなどの構造的な問題を抱えているとともに、新型コロナウイルス感染症の影響で、失業者や所得が減少した世帯の増加により、多くの保険者は不安定な財政運営を余儀なくされています。

平成30年度、国保の運営が広域化され、それに併せて公費も拡充となり、財政基盤の強化等の措置が講じられた結果、収支不足の繰入れも解消しました。

また、令和2年度には、被保険者の予防・健康づくりを推進するため、保険者努力支援制度が拡充されました。

しかしながら、これらの公費拡充の効果は限定的であり、高齢化や医療の高度化に伴う医療費の増により、国保の財政は厳しい状況が見込まれます。

特に、低所得者層や中間所得者層の保険料負担は、今後更なる増加が見込まれます。

したがって、国民健康保険制度を真に持続可能なものとするためには、更なる支援措置が必要であります。

また、保険者努力支援制度において、交付金の拡充だけでなく、評価の在り方についても、医療費の増加を抑制するために効果的な取組みに関する指標の更なる充実を図っていくべきと考えます。

ついては、**国の責任において次の事項に対応するよう特段のご配慮をお願いいたします。**

- (1) 国保の財政基盤を強化するため、国と地方の協議において公費投入の合意がなされた毎年3,400億円の財政支援を確実に実施すること。

また、これらの財政支援が講じられても、国民健康保険事業の安定的な運営と低所得者層や中間所得者層の保険料負担軽減を図るためには不十分であるため、国庫等の公費負担の更なる引き上げ措置

- を講じること。
- (2) 保険者努力支援制度の評価項目として、禁煙支援や受動喫煙防止への取組み等を評価する項目を追加すること。
  - (3) 地方単独事業として実施している、子どもや障害者等への医療費助成に伴う、国民健康保険国庫負担金減額調整措置をすべて廃止すること。
  - (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の所得は減少が見込まれており、被保険者の負担を抑えるためにも、所得減少による保険料収入の減収分については、全額国による財政措置を講じること。また介護保険についても同様の措置を講じること。

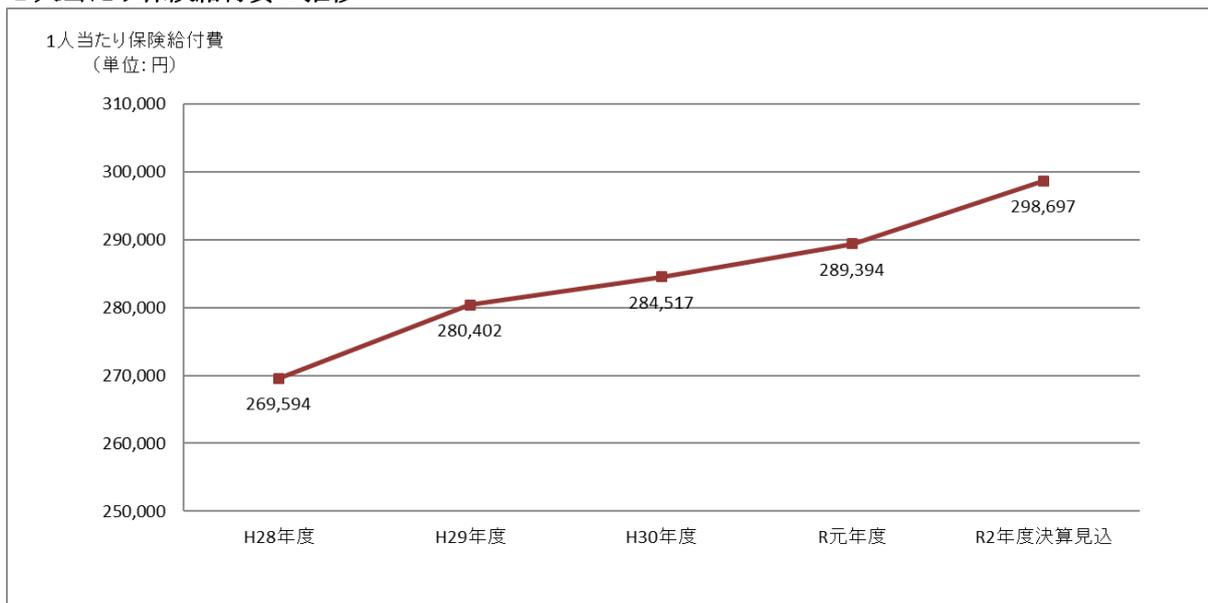
[要望理由]

- (1) 国民健康保険料は他の被用者保険と異なり、事業主負担が無い場合、本人負担が重いことから、保険料の負担軽減を図るには、広域化に併せて実施された公費拡充では不十分であり、国保制度を真に持続可能なものとするためには、更なる公費の拡充が不可欠である。
- (2) 喫煙により、がんをはじめ、循環器疾患や呼吸器疾患といった広範な健康影響が引き起こされることが様々な研究において報告されており、医療費の増加を抑えるためにも、保険者努力支援制度の評価項目として、禁煙支援や受動喫煙防止への取組み等を評価する項目を追加するべきである。
- (3) 子どもや障害者等への医療費助成は、本来、国が主体的に取り組むべきものであり、国庫負担金の減額調整措置は、すべて廃止する必要がある。
- (4) 新型コロナウイルス感染症による社会情勢や経済状況を踏まえ、被保険者の負担を抑える必要があるため、保険料収入の減収分については国の財政負担が必要である。

[千葉市担当] 保健福祉局医療衛生部健康保険課 TEL 043-245-5143

[参 考]

1人あたり保険給付費の推移



※保険給付費：医療費に対する保険者負担分等（審査支払手数料を除く）

保険料改定率の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
全体	4.4%	△1.9%	3.9%	△0.3%	1.4%
医療・支援金分	4.5%	△1.4%	4.9%	△0.9%	1.4%
介護分	3.7%	△7.2%	△6.0%	7.7%	1.5%

保険者別1人あたり平均保険料と所得に占める割合（H29）

保険者	保険料(所得に占める割合)	平均所得
市町村国保	8.7万円(10.2%)	86万円
協会けんぽ	11.4万円(7.5%) ※	151万円
組合健保	12.7万円(5.8%) ※	218万円

※本人負担分の保険料

出典：国保中央会資料

保険料軽減・減免対象世帯の推移

区 分		H29	H30	R元	R2 (見込)	
国 制 度	7割	世帯数	35,175	35,140	34,475	34,188
		割合 (%)	24.5	26.2	26.6	26.8
	5割	世帯数	15,027	15,289	15,130	15,394
		割合 (%)	10.2	11.4	11.7	12.1
	2割	世帯数	16,441	16,112	15,494	15,210
		割合 (%)	11.3	12.0	11.9	11.9
小計	世帯数	66,643	66,541	65,099	64,792	
	割合 (%)	46.0	49.6	50.2	50.8	
市 制 度	【参考】	世帯数	30,676	29,035	14,823	13,580
	1割	割合 (%)	21.7	21.7	11.4	10.6
	【参考】	世帯数			13,436	12,279
	2割	割合 (%)			10.4	9.6
合計	世帯数	97,319	95,576	93,358	90,651	
	割合 (%)	65.9	71.3	72.0	71.0	

市制度の1割減免(所得200万円未満世帯対象)はR元～経過措置

市制度の2割減免は世帯人員に応じて一定の所得未満世帯対象

(単位: 千円)

	H28	H29	H30	R元
子どもへの医療費分	57,000	53,000	22,000	23,000
障害者への医療費分	253,000	243,000	230,000	212,000
計	310,000	296,000	252,000	235,000



## 15 児童相談所の体制強化に向けた専門職確保支援について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数は年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事案も後を絶たないなど、依然として深刻な社会問題となっています。

国においては、平成30年7月に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）」が取りまとめられ、その後12月には、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」を決定し、専門職の大幅な増員をはじめとする児童相談所・市町村の体制及び専門性の強化について、示されたところです。

本市においても、児童相談所の体制強化のため、これまでも児童福祉司等専門職員の確保や、職員の資質向上に取り組んできたところですが、更なる体制強化が示された中、児童虐待相談対応件数の多い首都圏においては、配置基準を満たす専門職員を確保していくことは、喫緊の課題となっています。

今後、改正法を踏まえた人員体制を維持し、増加する児童虐待相談に的確に対応していくためには、専門職員の確保・育成を図っていく必要があります。

については、**次の事項について特段のご配慮をお願いいたします。**

- (1) 児童相談所の体制強化にあたり、配置基準に定める児童福祉司等を確保するため、国として、さらに踏み込んだ人材確保・育成策を講じること。

[要望理由]

- (1) 各自治体において、配置基準に定める児童福祉司等を確保するためには、自治体間での競合とならないよう、各専門職について、全国レベルで必要な総数を確保することが不可欠であり、奨学金制度創設等、より確実・効果的な国の支援体制整備が必要である。

[千葉県担当] こども未来局こども未来部児童相談所 TEL 043-277-8880

[参 考]

1 虐待相談取扱件数推移

	H28	H29	H30	R元	R2
児童虐待対応件数	1,135	1,103	1,513	1,654	1,766
虐待通告件数（非該当含）	1,395	1,440	1,859	2,295	2,281

対応件数：調査の結果、虐待として認定した件数

通告件数：非該当も含む、すべての通告件数

2 法による配置基準に応じた職員配置数推移

	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
児童虐待対応件数	1,103	1,513	1,654	1,766	1,893	2,020	2,147	2,274
児童福祉指数算定								
①（人口割）	20	20	28	28	28	33	33	33
②（件数割）	4	5	4	14	18	20	24	27
③（市町村支援）	—	—	1	1	1	1	1	1
④（里親支援）	—	—	1	1	1	2	2	2
児童福祉司数	24	25	34	44	48	56	60	63
児童心理司数	12	13	16	17	19	22	23	30
全職員数	53	54	57	82	100	—	—	—

対応件数 H30～R2の増加率に基づく想定値

児童福祉司 R3まで経過措置（人口3.5万人に1人）適用、R4～改正法（R元）による配置基準（人口3万人に1人）適用

児童心理司 R5まで経過措置（福祉司の2.5人に1人以上）適用、R6～改正法による配置基準（2人に1人以上）の配置（会計年度職員3.6人工含む）

## 16 航空機騒音の改善について

羽田空港へ着陸する航空機の騒音問題については、南風好天時の飛行高度が引き上げられるなど軽減対策が講じられておりますが、体感的には軽減が感じられるまでには至っておらず、航路下の市民からは、依然として深刻な苦情や事態の改善を求める要望が寄せられています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、国内線・国際線ともに減便が続いておりますが、今後、航空需要が回復し、当初計画通りに運用された場合には、コロナ禍で大きく軽減されていた市民の騒音負担感の増幅が想定され、市民生活への影響が懸念されます。

ついては、次の事項について、早期に実施するよう強く要望いたします。

- (1) 市民生活への影響が大きい早朝・夜間の時間帯において、最大限の軽減策を講じること。
- (2) 抜本的な対策として、羽田再拡張以来の長期的検討事項である、交差の解消・海上ルートへの移行等を実施し、千葉市上空への集中を解消すること。
- (3) 千葉市上空を通過する従来の飛行ルートにおいても、降下角の引上げによる騒音軽減について具体的かつ早急に検討すること。
- (4) 市民相談会において寄せられた意見・要望を公表し、寄せられた意見等を踏まえた、具体的な騒音軽減策や将来の方策を早急に提示するとともに、市民への説明を今後も丁寧に積み重ねること。

### [要望理由]

- (1) 羽田空港機能強化に伴い、昼間の一部時間帯では新飛行ルートの運用により首都圏での騒音の共有が図られたが、機能強化以前より市民からは早朝・夜間の時間帯における苦情が寄せられており、市民生活への影響が非常に大きい。
- (2) 平成17年の「羽田再拡張後の飛行ルート等に関する確認書」に掲げられた将来の管制技術等の進展に合わせ検討する事項（更なる高度の引き上げ、海上ルートへの移行、交差の低減・解消等）について、確認書の締結から10年以上が経過しているが、一部高度の引き上げが行われた以外は、未だ実施に至っていない。一方、都内関係自治体等からの新飛行ルートの固定化回避等に関する要望を受け、騒音低減等の観点から見直し可能な方策がないか、技術的観点から検討を始めた。千葉県内における騒音低減に向けた技術的方策についても、早急な検討と対策の実施を求める。
- (3) 降下角の引上げについては、令和2年3月29日に運用を開始した羽田空港機能強化に伴い示された新たな騒音軽減策であり、従来の飛行ルートでは検討されていない事項であるため。
- (4) 平成28年12月、平成30年3月及び令和元年5月に市民相談会が開催されたが、今後も引き続き、市民への丁寧な説明を行うことを求める。

[千葉市担当]

環境局環境保全部環境規制課 Tel. 043-245-5191

[参 考]

1 飛行ルート

平成22年10月21日から、羽田空港の4本目の滑走路（D滑走路）の供用が開始され、現在、南風好天時の6時から23時までの間、北方面から毎時最大12便（北側ルート）、南方面から毎時最大29便（南側ルート）の航空機が、本市上空の特定地域に飛来・交差して、過密集中している。それぞれ蘇我、千葉港地先より海上に抜け、羽田空港に向かい飛行している。

なお、令和2年3月29日から、一部時間帯で、都心上空を通る新飛行ルートの運用を開始している。

①南側ルートの高度引上げ本格運用（平成25年11月14日～）

南側ルートの航空機は、緑区上空を7,000～6,000フィートで通過した後、中央区千葉港付近上空で高度5,000フィートまで降下し、海上に抜け羽田空港に向かい飛行する。

②北側ルートの高度引上げ本格運用（平成27年4月2日～）

北側ルートの航空機は、若葉区上空を4,500フィートで通過した後、緑区平山町付近上空で4,000フィートまで降下し、中央区上空から海上に抜け羽田空港に向かい飛行している。

これまでの飛行高度の引上げなどによる対策では騒音軽減効果が限定的であるため、将来の管制技術等の進展に合わせ検討する事項である海上ルートへの移行や交差の低減・解消など抜本的な騒音軽減策の早期実施が必要である。

【飛行高度引上げ図（南風好天時の着陸ルート）】



2 苦情受付件数

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
件数	108	224	550	327	365	252

区分	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
件数	150	199	124	108	41

[国土交通省]

## 17 JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転について

JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の沿線はレジャー、商業、スポーツなどの大型施設が集積しており、両線のアクセス強化は観光・産業面等の更なる発展に寄与します。

特に両線の相互直通運転とJR東日本(株)が推進する羽田空港アクセス線の整備を連動させることは、政府が掲げる「2030年に訪日外国人旅行者数6000万人」の達成に大きく貢献するものと考えます。

ついては、次の事項について強く要望いたします。

- (1) 羽田空港アクセス線と連携したJR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転の早期実現に向けた支援

[要望理由]

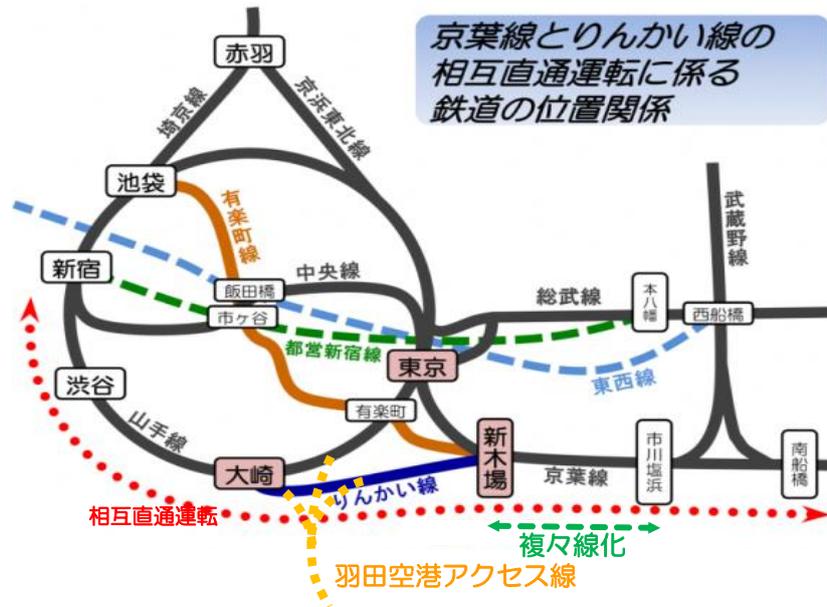
JR京葉線と東京高速鉄道りんかい線は、新木場駅の蘇我方で線路が接続しているが、運賃收受や線路容量等の課題があり実現には至っていない。

相互直通運転が実現すると、京葉線・りんかい線の利用者及び京葉線に乗り入れている内房線・外房線利用者の利便性が向上し、房総方面から東京都心への所要時間短縮をはじめ、新木場駅構内の混雑緩和や沿線地域の活性化等の効果が見込まれる。

また、JR東日本(株)は羽田空港アクセス線構想の実現に向け、アクセス新線及び東山手ルート、運行開始予定時期を2029年としている。同構想は平成28年4月の交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」において、国際競争力の強化に資するネットワークのプロジェクトに位置付けられ、「京葉線とりんかい線の相互直通運転と連携し、整備効果を広範囲に波及させる」よう、連携の必要性が指摘されている。

これまで本市では沿線自治体で構成する「JR京葉線・東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転促進に関する協議会」を設立し、調査研究を進めるとともに、鉄道事業者等に対し要望活動を展開してきたが、前述の課題を解決するためには、鉄道事業者に加え、国・東京都及び千葉県など幅広い関係者の継続的な支援が不可欠であるため、要望するものである。

[千葉市担当] 都市局都市部交通政策課 Tel.043(245)5350



### 1 JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転の実現に向けた主な課題

- ・両線は別々の鉄道事業者であることから運賃收受方法の課題がある。
- ・京葉線市川塩浜～新木場駅間のピーク時の輸送力が限界のため、東京方面の輸送力を維持しながらりんかい線方面へ相互直通運転するには、同区間の複々線化が必要である。

### 2 JR東日本による羽田空港アクセス線構想の推進

JR東日本は平成30年7月3日にグループ経営ビジョン「変革2027」において「羽田空港アクセス線構想の推進」を発表し、整備を進めており、令和3年1月20日に東京貨物ターミナル付近と羽田空港を結ぶ「アクセス新線」の鉄道事業許可を受けたことを発表した。

#### ■主な効果

- ・多方面からのダイレクトアクセスによる「シームレスな移動」の実現(時間短縮、乗換解消)
- ・鉄道の輸送力増強(現状の約1.8倍)、リダンダンシーの向上による移動ニーズ(首都圏の各エリア～空港間)のさらなる増加への対応



(JR東日本(株)グループ経営ビジョン「変革2027」より抜粋)

### 3 京葉線・りんかい線の相互直通運転に係る効果分析 (※羽田空港アクセス線構想発表前の分析)

- (1) アクセス利便性の向上 … 新木場駅構内混雑緩和と乗換回数減少、所要時間短縮等  
利用者総便益の増加 = 約52百万円/日
- (2) 沿線の活性化  
商業販売額の増加 = 約75億円/年 (蘇我駅～新木場駅間) 地価上昇効果 = 約385億円上昇

※設定条件=りんかい線の料金をJR並みに引き下げ、相互直通運転する便数を増便したケース  
(ピーク時6本/時、オフピーク時0～4本/時)

## 18 首都圏の連携を強化し都市の成長を支える 広域幹線道路網の整備促進について

本市が首都圏の広域連携拠点として、成長基盤及び防災力を強化し活力のある都市形成を図るためには、広域幹線道路網の整備が不可欠となっております。

ついては、次の事項について、特段のご配慮をお願いします。

- (1) 新たな湾岸道路の早期具体化 . . . . . ①
- (2) 新規事業化
  - ・(仮称) 検見川・真砂スマート I C の新規事業化 . . . . . ②
- (3) 整備促進
  - ・一般国道 3 5 7 号湾岸千葉地区改良事業(蘇我地区)の整備促進 . . . . . ③
  - ・京葉道路の混雑解消のための整備促進 . . . . . ④
  - ・一般国道 5 1 号北千葉拡幅の整備促進 . . . . . ⑤
  - ・首都圏中央連絡自動車道の整備促進 . . . . . ⑥
- (4) 調査促進
  - ・一般国道 3 5 7 号「稲毛浅間神社前交差点」と「真砂交差点」間の混雑解消のための調査促進 . . . . . ⑦
  - ・一般国道 1 6 号(穴川地区)の混雑解消のための調査促進 . . . . . ⑧
  - ・一般国道 5 1 号の木更津方面とのアクセス整備(貝塚ランプ)及び千葉都心部への延伸整備に向けた調査促進 . . . . . ⑨

### [要望理由]

広域幹線道路整備の遅れにより、市内の京葉道路や国道では、各所で慢性的な渋滞が発生していることから、ストック効果をも高める道路ネットワークの強化が急務である。

特に、湾岸地域が持つポテンシャルを十分に発揮させるためにも、「新たな湾岸道路」の早期具体化を要望する。

また、湾岸地域の渋滞対策として、主要渋滞箇所である国道 3 5 7 号「稲毛浅間神社前交差点」と「真砂交差点」間の渋滞対策を進めるとともに、千葉都心や千葉港などの湾岸部から、いち早く「東関東自動車道」に接続する「(仮称) 検見川・真砂スマート I C」の早期整備が必要である。

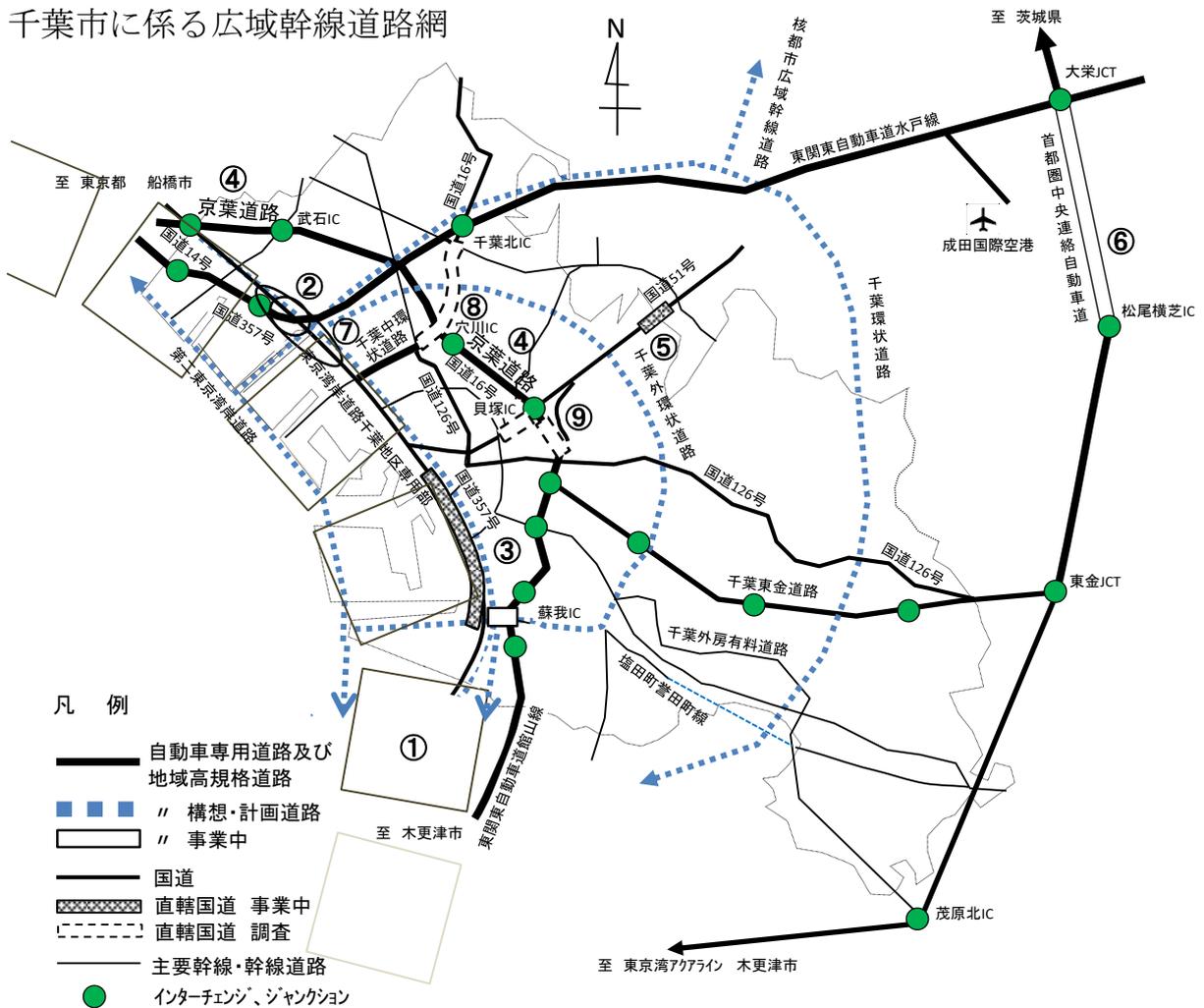
このほか、「一般国道 3 5 7 号(蘇我地区)」は、主要渋滞箇所が連担しており、物流や緊急活動等を阻害しているため、整備により、「千葉地区」と一体となって輸送時間や通勤時間の短縮による生産性の向上が期待出来ることから、着実な整備促進を強く要望するものである。

さらに、より一層の生産性を向上させるため、内陸部を通る京葉道路の渋滞対策の推進を強く要望するものである。

なお、これらの必要な道路整備を計画的に進めるためには、国の道路整備費枠の拡大が不可欠である。

[参 考]

千葉市に係る広域幹線道路網



区分	名称	区 間	要望内容	番号
自動車専用道路	京葉道路（混雑解消）	船橋市～千葉市	整備促進	④
	首都圏中央連絡自動車道	千葉県未供用区間（大栄JCT～松尾横芝IC）	整備促進	⑥
	新たな湾岸道路の早期具体化	外環高谷JCT周辺～蘇我IC周辺ならびに市原IC周辺	検討	①
	（仮称）検見川・真砂スマートIC	東関東自動車道水戸線 （接続位置：一般国道357号 千葉西警察入口交差点～真砂交差点）	新規事業化	②
直轄国道	一般国道357号湾岸千葉地区改良	美浜区真砂2丁目～中央区間屋町（H28全線6車線供用） 中央区間屋町～中央区塩田町（蘇我地区）	—	—
	一般国道357号（稲毛浅間神社前交差点～真砂交差点）（混雑解消）	一般国道357号 稲毛浅間神社前交差点～真砂交差点	調査促進	⑦
	一般国道51号北千葉拡幅	若葉区若松町～佐倉市	整備促進	⑤
	一般国道16号穴川地区（混雑解消）	穴川交差点～東関東千葉北IC	調査促進	⑧
	一般国道51号貝塚ランプ及び延伸	一般国道51号貝塚ランプ（北千葉拡幅バイパス区間）～一般国道16号（木更津方面）及び千葉都心への延伸	調査促進	⑨
地域高規格道路	第二東京湾岸道路	東京都～千葉県	—	—
	東京湾岸道路（千葉地区専用部）	千葉市～富津市	—	—
	千葉中環状道路 （千葉都心を囲む環状道路）	（都）塩田町誉田町線（塩田町地区）	—	—
	千葉外環状道路 （千葉都心4～6km圏の環状道路）	千葉市～千葉市	—	—
	千葉環状道路 （周辺都市まで含む環状道路）	千葉市～市原市	—	—

[国土交通省]

## 19 「“ちば” 共創都市圏」の形成に資する 街路事業の拡充と安定的な財源の確保について

本市の以東・以南の地域との連携を図る「“ちば” 共創都市圏」を確立し、さらにはこれを将来にわたり牽引するためには、その中心となる本市の街路ネットワークが重要であります。いまだ多くの未整備区間が存在しております。

また、街路ネットワークは大規模自然災害発生時の避難・救助や物資輸送の経路となるなど国土強靱化にも資することから、早期整備が必要であります。

ついては、次の事項について、特段のご配慮をお願いします。

- (1) 社会資本整備総合交付金の重点配分対象事業の拡充
  - ・ 重要物流道路などと一体となって機能する街路の整備に係るもの . . . ①
  - ・ 交通結節点機能を強化する街路の整備に係るもの . . . ②
  - ・ I Cアクセス向上に資する街路の整備に係るもの . . . ③
  
- (2) 今後整備が本格化する地域高規格道路の財源確保
  - ・ 塩田町誉田町線（塩田町地区） . . . ④

### [要望理由]

本市の道路ネットワークにおいて中核的機能を担う街路は、社会資本整備総合交付金を最大限活用し事業を進めているが、いまだ多くの未整備区間があり、事業が長期化している状況である。

そのため、街路整備の効果を早期に発現させるためには、国費の重点配分対象事業を拡充するなど集中的な財政措置が必要である。

また、「塩田町誉田町線（塩田町地区）」は、「国道357号湾岸千葉地区改良（蘇我地区）」と相乗的な事業効果を発現させるためにも、供用を合わせる必要があることから、積極的な国の支援がさらに必要である。

このことから、街路事業を推進するためには、補助金および交付金など道路関係事業費全体の拡大を図ることが必要である。

[参 考]

## 1 令和3年度の街路事業費

	事業費	国 費	令和4年度以降残事業費
社会資本整備総合交付金	1,851百万円	934百万円	27,688百万円
補助事業 [塩田町誉田町線(塩田町地区)]	560百万円	308百万円	7,163百万円

## 2 令和3年度 千葉市の街路事業実施箇所



### 《重要物流道路など一体となって機能する街路整備》

#### ① (都) 磯辺茂呂町線 (園生町地区)

重要物流道路である国道14号と国道16号などを結ぶことで主要渋滞箇所の慢性的な渋滞の解消と物流の効率化を図るとともに、国道16号とのダブルネットワークによる本市道路網の環状機能強化や災害時の多重性の確保を図るため、現在整備を進めている。

### 《交通結節点機能を強化する街路整備》

#### ② (都) 誉田駅前線

狭小な駅前広場のため、(主)千葉大網線から流入する交通需要へ対応できていないこと、また、現道は歩道がないことから、交通結節点機能の強化や歩行者の安全性の向上を図るため、現在整備を進めている。

### 《ICアクセス向上に資する街路整備》

#### ③ (都) 塩田町誉田町線 (誉田町地区)

誉田駅前線と併せて整備することで、外房方面から蘇我ICなどへのアクセス向上や並行する(主)千葉大網線の慢性的な交通渋滞の緩和を図るため、現在整備を進めている。

### 《地域高規格道路の整備》

#### ④ (都) 塩田町誉田町線 (塩田町地区)

千葉都心を囲む延長約22kmの「千葉中環状道路」の一部であり、唯一の未供用区間(0.78km)である。

取扱貨物量全国第2位の千葉港を有する湾岸地域では、港湾機能の強化等に伴う交通需要の増大が見込まれており、重要物流道路である京葉道路、国道16号、国道357号を結ぶことで物流生産性の向上とともに、千葉都心に集中する交通を適切に分散・導入させることによる都市内交通の円滑化や災害時の多重性確保を図るため、広域幹線道路と一体となって地域・拠点の連携を強化する「地域高規格道路」として、現在整備を進めている。

[国土交通省]

## 20 下水道施設に係る国土強靱化のための財源の確保について

下水道施設に係る国費負担について、市民の安全で安心な暮らしを確保し、下水道が担う公共的役割を将来にわたり果たすため、次の事項について、特段のご配慮をお願いいたします。

- (1) 社会資本整備総合交付金(防災・安全)及び下水道防災事業費補助  
・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により重点的に推進する浸水対策、地震対策及び老朽化対策に係る財源確保

### [要望理由]

本市においては、多発する浸水被害への対応を強化するため、平成29年度に「千葉市雨水対策重点地区整備基本方針」を策定し、平成30年度から本格的にハード整備を進めてきたところであるが、令和元年の秋季台風に伴う局地的な豪雨により激甚災害に指定されるほどの甚大で深刻な被害が発生したことから、その対応が求められている。

また、地震対策においては、緊急輸送路等に埋設された管路などを対象とした重要な幹線等の耐震化を進めているが、令和2年度末時点で未だ約65%の整備にとどまっている。

さらに、老朽化対策においては、今後増大する下水道施設の改築事業を計画的に推進しなければ、管破損による汚水流出や道路陥没の発生、そのうえ下水処理の機能停止による水質悪化など、市民生活や社会活動に重大な影響を及ぼすことが懸念される。

国においては、令和3年度から令和7年度を期間とした「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、浸水対策、地震対策、老朽化対策を重点的かつ集中的に実施し、取組みの更なる加速化・深化を図るとされているが、これらの対策について、確実な支援が必要である。

[千葉市担当] 建設局下水道建設部下水道計画課 TEL043-245-5612

[参 考]

1 各施策における状況

1-① 浸水対策

令和元年の秋季台風等により浸水被害が頻発  
⇒ 再度災害防止に向けて、雨水貯留施設等の整備による浸水対策が必要



令和元年10月25日浸水被害状況(蘇我駅)

1-② 地震対策

重要な幹線等の耐震化率約65%  
(令和2年度末時点)  
⇒ 重要な幹線等の耐震化が必要



東日本大震災における被災状況

1-③ 老朽化対策

老朽化が進み、道路陥没等の発生が年々増加(20年後50年経過の下水道管は約30%)  
⇒ 計画的な改築更新が必要



令和元年9月17日緑区あすみが丘道路陥没事故

2 事業費

施策名		R3～R7 ※R2第3次補正含む	
		概算総事業費	うち国費
国土強靱化	浸水対策	232億円	94億円
	地震対策	142億円	57億円
	老朽化対策	187億円	69億円
合計		561億円	220億円

[環境省]

## 21 プラスチックのリサイクル制度について

現在、国において、プラスチック製容器包装と製品プラスチックを「プラスチック資源」として自治体が一括回収しリサイクルを行う、新たなリサイクル制度の検討が行われているところです。

については、プラスチックのリサイクル制度を持続可能な仕組みとしていくため、次の事項について強く要望いたします。

- (1) プラスチックに係るリサイクル形態ごとのコスト、天然資源投入量、温室効果ガス発生量、最終処分量などを調査・分析し、その評価を含め公表すること
- (2) プラスチックリサイクル体制の構築に国が責任を持って取り組むこと
  - ・自治体に財政負担が生じないよう必要な財政措置を講じること
  - ・民間リサイクル事業者等も含めたりサイクル処理能力を確保すること
  - ・中継施設の整備や再商品化事業者の立地など、リサイクル体制を構成する各施設・事業者などのバランス良い配置を支援すること
  - ・低コスト処理につながる先進的なリサイクル技術研究の推進・支援を行うこと

[要望理由]

プラスチックの資源循環のあり方については、令和2年度に国の有識者会議において「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」としてまとめられ、令和3年1月に中央環境審議会から環境大臣に意見具申された。さらに、同意見内容の制度化のため、令和3年3月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」が閣議決定を経て令和3年通常国会に提出され、令和4年度の施行が見込まれている。

上記「あり方について」や「法律案」において、容器包装に加え、製品なども含む家庭から排出されるプラスチック全般を「プラスチック資源」として自治体が一括回収していく方向性が示されており、今後、プラスチックリサイクルを取り巻く状況が大きく変わっていくことが見込まれている。

プラスチック資源循環を推進していくためには、リサイクル効果やコストなどの情報を、自治体、事業者、市民などリサイクルに携わるすべての関係者が正しく理

解することが重要であることから、リサイクル形態ごとのコスト、天然資源投入量、温室効果ガス発生量、最終処分量などを国が調査・分析し、その評価を含めて公表することが必要である。

また、一括回収の実施により、回収するプラスチックの量が従来より大幅に増加することから、新たな分別回収体制の構築、民間リサイクル事業者も含めたリサイクル設備の処理能力の確保などが必要になることが見込まれる。これらへの対応について、国が責任を持って取り組むとともに、新たなプラスチックリサイクル制度を持続可能なものにしていくため、自治体に財政負担を生じさせることのないよう財政措置を講じる必要がある。

加えて、各自治体からの移送距離を考慮すると、リサイクル施設が近隣にない場合、中継施設の整備が必要になることが見込まれるほか、再商品化事業者などの立地も含め、リサイクル体制を構成する各施設・事業者などが全国的にバランス良く配置されていることが必要である。

さらに、中長期的にコスト削減を進めていくため、低コストでの処理が期待できる先進的なリサイクル技術の研究や支援を行っていくことが必要である。

[千葉市担当] 環境局資源循環部廃棄物対策課 TEL 043-245-5237

[参 考]

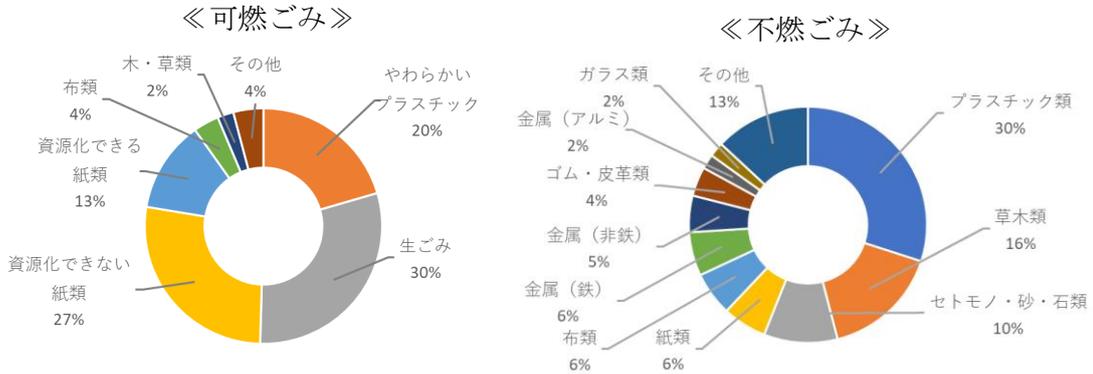
1 全国の自治体のプラスチック製容器包装分別収集実施状況

分別収集実施	66.7%
分別収集未実施	33.3%

・・・千葉市は分別収集未実施、可燃ごみとして処理

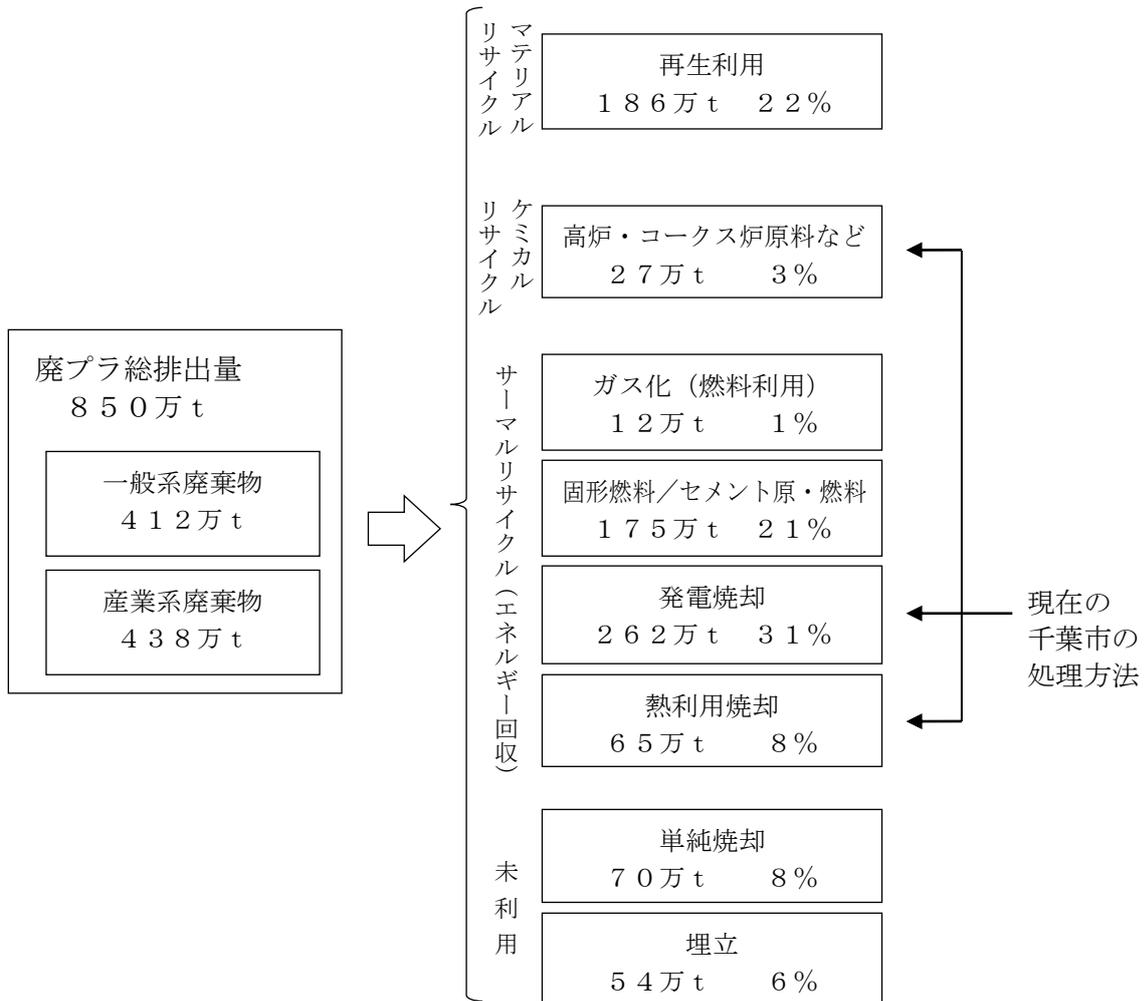
(ペットボトル・白色トレイを除く／令和元年度実績 出典：環境省発表資料)

2 千葉市のごみ組成（令和元年度）



(出典：「令和元年度千葉市ごみ組成測定分析」)

3 国内のプラスチック処理状況



(出典：「2019年 プラスチックのマテリアルフロー図」 一般社団法人プラスチック循環利用協会)



[環境省]

## 22 雑品スクラップに対する規制の拡充について

金属スクラップヤード等において、生活環境保全上の支障を来す火災事故等が、依然として多発しています。

については、廃棄物処理法における有害使用済機器の保管等について制度を見直し、雑品スクラップに対する規制の拡充について、強く要望いたします。

- (1) 廃棄物処理法においては一部の使用済み電子機器を有害使用済機器として指定し、届出対象としているが、同届出の対象外となっている機器についても届出対象とするような規制対象の拡充

[要望理由]

金属スクラップヤード等において、火災の発生等の生活環境保全上の支障を来す事案が生じており、周辺に居住する住民等から規制強化の要望が寄せられている。これらの金属スクラップヤード等においては廃棄物処理法第17条の2で規定された有害使用済機器に該当しない雑品スクラップ等を保管堆積させており、法の規制の対象となっていないことから、法に定める保管基準が適用されるように規制対象の拡充が必要である。

[千葉市担当] 環境局資源循環部産業廃棄物指導課 Tel.043-245-5248

[参 考]

## 1 火災発生件数等

ヤード件数…………… 72件（令和2年度末）

火災発生件数…………… 11件（平成30年度以降）



## 2 廃棄物処理法における規制対象

家電リサイクル法対象4品目＋小型家電リサイクル法対象28品目のみを規制対象である「有害使用済機器」としている。

有害性や発火性の観点から網羅的に規制対象を定めていない。

規制対象	規制対象外
<ul style="list-style-type: none"><li>・家電リサイクル法4品目 (家庭用のエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機等)</li><li>・小型家電リサイクル法28品目 (携帯電話、パソコン、ゲーム機等)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・家電リサイクル法4品目と同等の危険性があっても対象となっていない業務用のエアコンや冷蔵庫等の機器</li><li>・無停電電源装置やAED等リチウムイオン電池を含んでいても小型家電リサイクル法の対象外となっている機器</li></ul>

## 23 モノレール施設の脱炭素化と利用促進に向けた設備整備支援の拡充について

モノレール施設の脱炭素化を進めるため施設の省エネルギー化対策や利用促進を進めることは CO<sub>2</sub> 排出量の削減や地域防災にも資するものと考えます。

については、次の事項について強く要望いたします。

- (1) 回生車両新造費や車両回生電力を活用した電力貯蔵装置等モノレール施設の脱炭素化に資する設備の導入に必要な事業費の確保  
※脱炭素イノベーション地域循環共生圏構築事業「地域の脱炭素交通モデルの構築支援事業」
- (2) 社会インフラであるモノレールを賢く活用し、脱炭素型のレジリエントで快適、かつ安全な沿線まちづくりを進めるため、駅舎設備類の高効率設備や省エネ設備等の導入・改修等について補助採択が可能となるよう補助メニューの拡充  
※脱炭素イノベーション地域循環共生圏構築事業「地域の自立・分散型エネルギーシステム構築支援事業」  
建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業「上下水道・ダム施設の省 CO<sub>2</sub> 改修支援事業」

### [要望理由]

- ・千葉市における温室効果ガスのうち、運輸部門からの排出量は総排出量（産業部門を除く）の約3割を占めており、そのうちマイカーによる CO<sub>2</sub> 排出量は全体の8割弱を占めることから、公共交通の利用促進を促すことが重要と考えている。
- ・懸垂型である千葉都市モノレールは他の鉄軌道に比べ軽量であり、バスに比べ CO<sub>2</sub> 排出量が非常に少ないという特徴がある。回生車両への計画的な更新と電力貯蔵装置の導入を主とした省 CO<sub>2</sub> 化計画を策定し、2018 年比で 2028 年には電気エネルギー量で 20% (CO<sub>2</sub> は約 1000t-CO<sub>2</sub>/年) 削減する目標値を定め公表している。
- ・回生車両への更新 (R10 年度まで) や電力貯蔵装置の導入 (R3 年度まで) は、CO<sub>2</sub> 削減効果だけではなく、災害時停電時においても最寄り駅まで車両の非常走行が可能となり、モノレール輸送の安全確保にも寄与するものである。
- ・千葉都市モノレールは、郊外部から中心市街地を結ぶ骨格交通であり、営業距離世界最大を誇る巨大な社会インフラである。開業から 30 年が経過し、変電所や各駅舎電気室等の設備類は更新時期を迎えていることから、設備更新にあたっては高効率設備や省エネルギー性の高い設備の導入を行うことで、省 CO<sub>2</sub> 化を推進することとしている。
- ・また、軌道桁や駅舎等モノレールインフラを活用し、災害の停電時に電力貯蔵装置等から沿線避難施設等へ送電することで、沿線地域の防災・減災にも寄与する。
- ・モノレールインフラを活用することで沿線地域一帯を対象に省 CO<sub>2</sub> 化を進める取組みはモノレール沿線の魅力向上や緩やかな居住誘導を促すことが期待でき、ひいてはモノレールの利用促進につながるものと考えている。

[千葉市担当]

都市局都市部交通政策課

TEL 043-245-5350

環境局環境保全部環境保全課

TEL 043-245-5182

## 1 事業概要

SDGsの実現と施設や設備等の低炭素化を進め、災害に強く、魅力ある地域づくりを進めます

**<安心して利便性の高い街>**  
**誰にでも優しい沿線開発**

- ・ 徒歩圏内に生活拠点を設けた沿線開発
- ・ MRによる容易な移動

モノレールへの電力供給を担う殿台変電所  
2021(R3)年度に電力貯蔵装置導入完了

**<回生電力の有効利用>**  
 回生車両（R10年度まで）と殿台変電所回生電力貯蔵装置導入（R3年度で完了）

- ・ 電力ピークカット
- ・ 電力使用量削減
- ・ 非常電源としての活用

**<電力融通のための設備導入>**  
 モノレール軌道桁を活用し、沿線施設との電力融通

- ・ 駅舎設備類の高効率化や省エネルギー化の推進
- ・ 災害時に有効な電力系統構築

**<スマートな街>**

- ・ モノレールの2次交通としてコミュニティバス等EV化
- ・ 利便性向上のために、グリーンスローモビリティ等の導入
- ・ 卒FIT対策と電力の地産地消

EVコミュニティバス 非常時の電源車両として活躍

EVシェアカー

軌道桁を自営線として活用

## 2 事業費等

### 1) 回生車両新造

(百万円)

車両更新については、耐用年数等を考慮しつつ千葉都市モノレール株式会社が実施しており、2028（R10）年までに9両編成分計54億円の費用を要し、市はこの建造費の1/2について会社支援措置として支援することとしています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、運賃収入は前年度比の約7割までに減少しており、車両更新のための費用の確保が大きな課題となっています。

年度	編成/車両	製造期間	総額
2020	R2 2編成4両	↓ ●	1,194
2021	R3	↓ ●	0
2022	R4 2編成4両	↓ ●	1,194
2023	R5 2編成4両	↓ ●	1,194
2024	R6	↓ ●	0
2025	R7	↓ ●	0
2026	R8 1編成2両	↓ ●	597
2027	R9 1編成2両	↓ ●	597
2028	R10 1編成2両	↓ ●	597
計			5,373

### 2) 駅舎設備類の高効率設備や省エネ設備等の導入

各駅舎の変電設備が耐用年数の経過を迎えることを機に、高効率で省エネルギー性に優れた機器類に更新改良します。

- ・ 対象：モノレール全18駅の変電設備、空調設備、照明設備等
- ・ 期間：2022（令和4）年度～2030（令和12）年度
- ・ 費用：約1,800百万円（1駅当たり約100百万円）

## 24 循環型社会形成推進交付金制度の充実について

廃棄物を適正に処理し、市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図っていくためには、廃棄物処理施設を計画的に整備していくことが重要であります。

しかしながら、廃棄物処理施設の解体、建設においては一時的に多額の経費が必要であり、本市においても新清掃工場建設に係る解体工事を令和3年度に着手するとともに、最終処分場汚水処理施設の代替施設の整備時期を迎えていることから、循環型社会形成推進交付金を活用して整備を推進したいと考えております。

については、本事業の円滑な執行が確保され、安定的な財政運営が可能となるよう、十分な財政措置について特段のご配慮をお願いします。

- (1) 循環型社会形成推進交付金の継続的な財源確保
- (2) 汚水処理施設の補修・更新を対象とする制度の充実

### [要望理由]

- (1) 循環型社会形成推進交付金の財政措置は、本市の廃棄物処理施設整備に必要不可欠であり、将来にわたり、継続的な財源確保が必要となる。国においては、令和3年度当初予算に一般廃棄物処理施設の整備として541億円が計上され、令和2年度補正予算分489億円と併せて、合計1,030億円を計上しているが、当初予算額は所要額と大きく乖離している。予算額の不足は事業計画の見直しにつながることから、事業が計画的に実施できるよう、安定的かつ継続的な財政措置を講じるとともに、年度当初における、所要額の満額の確保について要望する。
- (2) 埋立てが終了した一般廃棄物最終処分場は、埋め立てられた廃棄物が安定化するまでの間、長期間にわたる維持管理が必要となり、複数の最終処分場を管理する本市にあっては、汚水処理場の補修・更新に多額の財政支出を要することとなるが、現在の交付金要綱では対象外となっているため、交付金対象事業の拡充について要望する。

[参 考]

### 1 焼却施設の整備スケジュール

概算 スケジュール	~H28	H29	~	R7	R8	~	R12	R13~
北谷津清掃 工場用地	老朽化により停止		環境アセスメント	解体・建設工事	運用開始			
新港清掃工場 用地	運用			老朽化	生活環境 影響調査	リニューアル整備*		運用開始
北清掃工場 用地	定期修繕のほか必要な修繕等により、令和12年度まで運用							

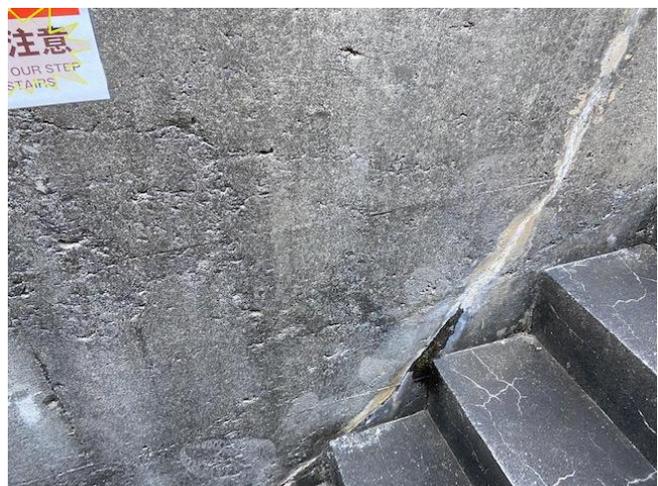
※リニューアル整備とは、既存の建築物を活用し、内部の老朽化したプラントのみを更新する延命化の手法

### 2 最終処分場及び污水处理場の概要

最終処分場名	下田最終処分場	中田最終処分場	蘇我地区廃棄物 埋立処分場	東部最終処分場	新内陸 最終処分場
所在地	若葉区下田町 1005	若葉区中田町 2479-1	中央区蘇我町 2-1380	若葉区中野町 2720-1	若葉区更科町 1457
埋立開始 年月日	昭和46年11月1日	昭和53年2月1日	昭和57年4月1日	平成5年5月17日	平成12年9月1日 一部供用開始
埋立処分終了 年月等	平成9年3月 埋立終了	平成10年3月 埋立終了	平成6年3月 埋立終了	平成12年10月 埋立終了	令和13年度 埋立終了予定
浸出水処理 施設名	塵芥污水处理場	更科污水处理場	蘇我排水 処理施設	東部污水处理場	新内陸 污水处理場
所在地	若葉区谷当町 630	若葉区更科町 2257-1	中央区新浜町7	若葉区中野町 2674	若葉区更科町 1457
竣工年月日	昭和49年3月30日	昭和54年10月21日	昭和56年3月31日	平成10年2月28日	平成12年9月24日

### 3 污水处理場の現状写真

污水处理場内コンクリートに亀裂の発生や骨材の露出等の損傷が見られ、今後、継続稼働し、損傷が進行した場合、設備の性能を維持できない可能性がある。









CHIBA CITY